文教福祉委員会

平成26年9月25日（木）
午前9時01分～午後3時05分
議会第2会議室

【出 席 委 員】中本正一委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮﨑　健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、堤　正之委員、
山下明子委員

【欠 席 委 員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・総　　務　　部　伊東総務部長
・教育委員会　東島教育長、貞富副教育長兼こども教育部長、西川社会教育部長
・保健福祉部　田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案　　件】

・付託議案について

○中本委員長

皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付しております審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、この審査日程どおり、審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をいただきたいと思います。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、社会教育部以外の職員は退席をしていただいて結構であります。

◎関係職員以外退席

○中本委員長

それでは、社会教育部関係の議案審査に入ります。予算議案であります第63号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第63号議案　平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第3号）中、第1条（第1表）歳出第

10款関係分　説明
○中本委員長
　それでは、円滑な議案審査を図るために、青少年センター移転整備事業以外の議案について、まず審査を行った後で、集中的に進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
　それでは、青少年センター移転整備事業以外の議案についての委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。
○堤委員
　資料3の59ページの武家屋敷の門の保存修理ですね。設計費が116万円、少額でありますけども、とはいえ門の設計で116万円というのは、基本的には委託費ですと言われてしまうとそれまでなんですが、そんなにかかるものなのかどうなのか。
　それが1点と、もう1点は、位置を東のほうにずらすか西にずらすのか今の位置なのかという話がこの間もありましたけども、そこら辺の構想のあたりをちょっと教えていただければと。2点です。
○福田文化振興課長
　委託費の額でございますけども、歴史的建造物で、非常に専門性が高いということで、専門家の方から見積もりをとりましてという話でございます。
　もう1つは位置のことでございますけれども、今、あそこは、基本的にはバルーンミュージアムの駐車場予定地でございます。経済部と、事務的に今現位置でいいのかどうかということの話をつけているところでございまして、今、経済部も調査設計の最中でございますから、意見交換をしているところでございます。
　加えて基本的に文化財というのは現位置にあるべきというのが原則でございますけども、全然違うところにそれを持ってくるといったら、また別の問題がありますが、若干の東西方向の移転については、文化財保護審議会委員の先生も許容範囲にあるというような御意見をいただいているところでございます。
○堤委員
　そうしますと、まず設計費ですけども、確かに一部柱等がかなり腐食をしていたりしていましたので、ああいったものを取りかえるとかそういったことも含めて宮大工みたいな知識のあるそういった専門的な方にお願いするということになるわけですか。
○福田文化振興課長
　あそこの調査を今までしていただいたのが九州大学の宮本先生、もうお亡くなりになりましたけれども、その弟子で歴史的建造物をやっていらっしゃる方で、やはり専門的にどの部分を取りかえたらいいか、その取りかえるのも全部なのか部分なのか、切り張りをして、旧来の姿をいかに残すかというところに主眼点を置いてくださっておりますので、一

般の調査設計と比べると若干の割高というところの側面もあると思っております。
○中本委員長
ほかに御質疑はございませんか。
○平原委員
資料3の63ページ、工事請負費の4,400万円程度の説明を受けました。
大和町中央公園のテニスコートの全面改修と東与賀のテニスコートについての夜間照明ということでありますけれども、スポーツ振興課のほうで、佐賀市内の中で夜間照明、夜間照明もかなり老朽化が進んでいるところも見受けられます。例えば照度が足らなくて、野球、ソフトボールの打球がなかなか見にくいという事例もあっていますけども、スポーツ振興課のほうではそういった市内の中でのそういう夜間照明についての調査とかをされて、年次計画をされて改修の時期をいついつというようなところまでの計画というのはあるのでしょうか。
○山口スポーツ振興課長
確かに委員がおっしゃるように、スポーツ施設の中での夜間照明、これにつきましては、整備されている状況というのを把握して、照度が足らず暗いということで、改修の要請もあっているところがあります。
現在、今年度中に施設の改修整備計画を策定して、年次的に計画的に改修ができるように、今、策定をしているところです。平成27年度以降、計画的に緊急性、重要性、安全性等を勘案して改修を進めていく予定にしております。
○中本委員長
ほかに御質疑はございませんか。
○山下明子委員
同じところに関連してですが、先ほど大和中央公園のテニスコートのことで、ハードコートで車椅子テニスなどでも活用されているということだったんですが、大和にしろ東与賀にしろ利用の状況がどれぐらいあるのかということと、利用されている方の範囲といいますかね、地域的なもの、それから、例えば車椅子での活用ができるようなコートがここの工事の間はほかにどこがあるかとか、そこら辺どうなっていますか。
○スポーツ振興課主幹兼管理係長
それではまず、利用の状況からお答えさせていただきます。
大和中央公園テニスコートですけれども、平成25年度が1,592件で5,610人の理由があっております。それから、東与賀ですけれども、平成25年度は1万2,938人の利用実績があっております。大和中央公園のハードコートは、今申し上げたのは2面分の実績です。東与賀テニスコートは4面分の実績になっております。
続きまして、地域性、範囲というお話、利用者のですね。
東与賀につきましては、地域で中学校のテニスクラブ、硬式ですけれども、部活動じゃ

なくてですね、こういったところがよく平日に利用されております。また土日は、市内全域から多くの方々が来られております。

大和につきまして、今の説明の中で車椅子の利用者が多いと。まさしく車椅子の方がここにはたくさん来られていますけども、その範囲としては市内に限らず市外からもいらっしゃっていまして、あと、県内でハードコートがあるところが、このあたりですと鳥栖市しかございません。あとは唐津と嬉野しかありませんので、もうかなり範囲のほうは広く車椅子の方が利用されているという実績を聞いております。

それと工事中の代替についてでございますけれども、夜間照明はすぐ工事は済みます。東与賀のほうはですね。大和のほうはやはり工事期間が最大で3カ月ほどかかると思いますので、その期間は、同じ大和中央公園にはクレーコートが2面ございますし、あと、同じ大和地区には春日運動公園テニスコート、これもクレーコートですけれども、同じく4面ありますので、そういったお近くのところを御利用くださいと勧めていきたいと考えております。以上です。

○山下明子委員

クレーコートはハードコートとの関係でいくと、ちょっとやわらかいのかなという気がするんですけど、それは関係ないんですか。車椅子での活用というのも全然関係ないんですか。

○スポーツ振興課主幹兼管理係長

車椅子の方の代替でクレーコートというのはやっぱり厳しいかなと思っています。

やはり、車椅子だけの方がこのハードコートを利用されているわけではなくて、一般の方も利用されております。一般の方はクレーコートでも十分できますけども、車椅子の場合、クレーコートは普通はやられていません。やはりハードコートになります。

○山下明子委員

ちなみに車椅子の方の活用というのはどれぐらいあるんですか、さっきの件数の中で。

で、結局そこの人たちは代替施設が鳥栖市とか嬉野とか、そういう遠くになってしまわざるを得なくなるのかということなんですが。

○スポーツ振興課主幹兼管理係長

車椅子の方の平成25年度の実績ですけれども、74件、440人の方が利用されています。これを大体、1週間どのくらい利用されているのかというのに直しますと、週2回は利用されているのではないのかなと思っております。

あと、そのほか鳥栖とかにあるのを御存じなのかというのはちょっとこちらも把握しておりませんけども、鳥栖市にはハードコートがあるということでちょっと調査をしたところ、やはり地元の方1組しか利用されていないということですので、あいているみたいですので、お勧めしようかなと考えております。

○山下明子委員

そういう点では、だから、特殊な条件でないとできないという方たちに対するそういうちゃんとしたケア、フォローは早くしていただきながら、早くまた使えるようにということで、はい。

○中本委員長

じゃ、意見ということでお願いします。

ほかに御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、次に、青少年センター移転整備事業につきまして審査を行います。

委員の皆様、御質疑はございませんでしょうか。

○松永憲明委員

新たな資料を出していただいて、るる説明をいただいたんですけども、もう一度ですね、きのうの議案質疑にもあったんですけども、その積算根拠をもう1回明確にお願いいたします。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

きのうの議案質疑でもお答えしましたけど、積算根拠につきましては、一般的なビルの改修工事が平米約20万円でございます。

今回のマルキョウ跡3階部分が約2,000平米でございますので、その2,000平米掛ける20万円ということで、概算工事費を約4億円と試算しております。

この設計に伴う人件費等との積算を行って、今回約1,200万円の補正をお願いするものでございます。

○松永憲明委員

そうすると、この1,197万円という金額というのは概算的なものであるということにしかならないわけですね。より具体的にどういう設計を考えているから、こういうことだということではないということですね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

3階の改修内容につきましては今後実施設計の中で固めていくことになりますので、現時点での予算要求をしております1,100万円については、概算経費に基づく設計委託料でございます。

○松永憲明委員

そうすると、今後詰めていく中で、新たな負担増といいますか、設計増になる可能性もあるということですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

内容によって可能性はあるかと思うのですが、現時点では、その概算工事費が約4億円でございますので、例えば先ほどの防音対策等の要望があっております。これについても防音をどこまでするか等々の問題が出てくるかと思いますが、基本的にはその4億円のう

ちでおさめていきたいということで現在は考えているところでございます。
○松永憲明委員
　ここで1,200万円近くの金額をどうこうとしてもなかなか出てこないだろうと思うので、ほかの質問をしたいんですけども、利用者はこれまで近隣のところの中学生、小学生、そして近くの高校の生徒というように個人利用が限られてきていた経緯が、アンケート調査の中でも出ていたと思うんですけども、佐賀市の青少年センターとして、今後、青少年の居場所やその支援をしていくための施設ということで、新たにしていくということになれば、議案質疑でもあったように、佐賀市全体の青少年が立ち寄れる、そういった場所にすべきではないかと思うわけですね。
　バス等の交通の便がよいというようなお話もあっておったんですけども、そういうことであるならば、むしろ佐賀駅周辺のほうが交通アクセスからすると利便性は高いんじゃないかと思うんですよ。
　だから、ちょっとそこがですね、佐賀市内のどの地区からでも青少年が利用しやすいという場所の選定とは違うんじゃないかと思うんですけど、そこら辺についてはどう考えておられますか。
○中島社会教育部副部長兼社会教育課長
　先ほどおっしゃったように場所の選定でございますけど、駅の近くというのが、ほかの都市の施設等は通常ございます。
　ただ、佐賀市の場合は自転車通学とかもございますので、そこら辺も踏まえて、マルキョウ跡のほうが佐賀駅バスセンターからのバスの便も多くございますので、マルキョウのほうで、市内からの集客が可能だろうということで判断しております。
　それと交通機関だけでなくて、やはり寄りやすいということで、アンケートの中では県庁付近とかというアンケートの結果も出ておりますので、今回、マルキョウのほうで妥当だろうということで判断しているところでございます。
○松永憲明委員
　場所については、もし移転するならば、どん3の森近くというような意見も多数出ていたと思うんです、アンケートの中で。その点については検討されたのですか。
○中島社会教育部副部長兼社会教育課長
　実際に場所を検討するに当たっては、どこがいいかというのは広範囲に検討はしておりません。
　青少年のあり方検討委員会の答申を受けた中で、それ以降で移転関係の調査を図りたいということで、まずアンケート調査を行ったところでございます。
　その段階におきまして、マルキョウ跡の3階ということで、青少年センターの移転はどうかという話がございましたので、青少年センターとしての可能性として、マルキョウがどうかということで検討したところでございます。

○松永憲明委員

そうすると、やっぱりどう考えても、場所が先にありきという感が否めないわけですよね。

だから、むしろこのセンター建設に当たっては今後の青少年をどう育成していくのかということで、非常に重要な拠点になっていくわけでありまして、いろんな機能を今後兼ね備えていく必要があると思うんですよね。

利用者が偏っておったから、なかなか利用者だけの声ではいけないと私は思うので、佐賀市民全体の声を拾い上げていく、そういうこともあってしかるべきではなかったかと思うんです。

その点については、市民のアンケート調査等は行っていないということであったし、ホームページ上での答申の公開ということで、これも佐賀市民に広く知らしめていくということにはなっていなかったと思うんです。

だから、どうも場所が先にあって、急がないといかんというようなことが先行して、今回は理由を後づけされてきた、ずーっとですね。そういうように思えてならないんですよ。

だから、本来ならば、もっと佐賀市民にこういう答申が出ましたということをしっかり知らせていく、そしてなおかつ市民からの意向調査をすると。そういう手続は踏む必要があったんじゃないかと思うんですけど、この件についてどうお考えですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

おっしゃるように、市民意向調査を全市的には行ってはおりません。

提言内容につきましては、提言を受けた時点で、ホームページのほうで公開をした段階でございます。

場所の件につきましては、先ほどもあったようにマルキョウの跡地ということで適切かどうかということで判断をしてきました。その中で、先ほどおっしゃったように佐賀市内からの全青少年が集まりやすいということで、交通機関の便も考えました。それと駐車場の確保の可能性も考えております。

それと居場所だけではないということも考えておりまして、提言内容にありましたように困難を有する青少年の対策等々がございますので、国、県の関係機関等々に近い場所であるということも判断材料の中で考えて決定をしています。

おっしゃるように、全市の対象者とか、市民の意向というのを全体的に吸い上げて決定はしていないところでございますが、先ほど説明しましたように、我々が今目指している青少年センターのあり方、答申内容に沿った形ではマルキョウのほうで十分可能であろうということで判断したところでございます。

○松永憲明委員

ちょっと幾らか問題を感じるんですけども、例えば、バルーンフェスタ等の開催期間だとか、あるいはミュージアムへの来客が多いシーズン的なものもいろいろあるだろうと思

うんですけども、そういうような状況の中で、本当にいろいろ問題を抱えている青少年が立ち寄って相談をするとかというようになるのかなと、あの場所がですね。
何か全部をワンフロアの中に一緒に押し込んでしまっていく形の中で、本当にそうなのかなというふうに私は疑問に思うんですよ。

だから、スペース的には2,000平米あるから現状をクリアできるんだと、現在の青少年センターの広さをクリアできるんだというふうにおっしゃっていましたけども、スペース的にもいろいろこの施設の中を検討していくと、本当に足りるのかどうかというのも私は疑問に思うんですよ。

だから、ちょっと青少年の本当にこう居場所ということからして、いろんな関係機関に近いというのはわかりますよ。県警に近い、それから、スチューデントサポートフェイスのところにも近いというのはわかります。それは別の場所であってもそんなに遠くなければ、何キロも離れているわけでもないところであれば、せいぜい1キロか2キロ程度のところであれば、それは十分連携は可能であって、それが主な理由には私はならないと思います。

だから、本来の青少年センターの役割という重点をどこに置くかということになろうかなというふうに私は思っているんですけど、これはちょっと部長、教育長の答弁をいただきたいんですが。

○西川社会教育部長

おっしゃいましたように、課長も説明をいたしましたけれども、市民全体にお尋ねしたわけではございません。

いろんな考え方に立っておりますけれども、昨年度、こういう御提案があってどうだろうかという、場所的には議論をしたということは御説明をしたようですけれども、今回の青少年の場合は集い、集まる、青少年が課題を抱えている人たちだけの施設でもございません。いろんなタイプの方が集まる場所でもあります。気楽に来れるという点もございます。

それから、ちょっと先ほど話はありませんでしたけれども、経費の部分も積算をしております。通常、新しい土地を取得し、新しい建物を建てた場合にどうなのかというのも検討したところでございます。

2,000平米ということになりますと、今の青少年センターというのは、その中で十分施設は足りていると思います。その中の体育館という機能はなくなりますけれども、そうではない部分も充実はさせていきますし、おっしゃるように、相談業務のありようについては、スチューデントサポートセンターというところを活用することも当然できます。

ですから、3者、県警、スチューデントサポートセンター、それからこの青少年センター、こういったものがいい意味のトライアングルでかかわり合うということ、それから、歩ける距離でもございます。そういった意味からすると、今回の部分が、そこの部分に対

応できないとは考えておりません。
○東島教育長
　この青少年センターですが、先ほど申しましたように、課題を抱える青少年だけではないと。健常な青少年もあると。で、前提的には健やかな成長を目指しているという中で、やはり課題を抱える青少年が今問題なっているだろうというふうに私は解釈しているんですね。
　そうしたときに課題を抱える青少年そのものもまた、それぞれに実態が違うんです。ですから、私どもはこの建物が仮にどこにあっても、どういう配慮をするかというところが非常に大きな問題であって、その課題を抱える青少年たちに向かってどういう配慮をしたつくりにしていくのか、ここが私どもの課題であろうと、これはどこにあってもその問題は生まれてくるんです。
　ですから、そういう意味で、そこへの配慮を、例えば階段とか、人との交わりの問題とか、そこら辺も考えながら建設を進めていくということで、ここで妥当であるというふうな判断をしておりますし、正直言って、全市的に受け入れるとなりますと、本当は1施設じゃ足りないんです。やはり、ある程度ブロックをつくってそういう場所をつくらないと、それは収容できないということが現実問題なんです。
　しかしながら、やはり今建てるとなると、よりベターという視点からいきますと、交通の便がよくて、集まりやすい場所ということになりますと、マルキョウの跡地は妥当であろうという判断になるわけです。
○中本委員長
　大分集中していますので、少しほかの委員の皆様からも御意見あるかと思いますので、ちょっと1回置いてよろしいですか。
○平原委員
　まず、この案件については、経済産業委員のほうから附帯決議が出ていますですね。教育長のほうにまずお尋ねしたいんですけども、この附帯決議についての受けとめ方というのはどういう受けとめ方をされていますでしょうか。
○東島教育長
　青少年センターをつくる上で非常に重要な課題というふうに捉えておりますし、この課題を解消していかなければこの建設はあり得ないと、そういうふうな受けとめ方をしておるところです。
○平原委員
　今ここに附帯決議、経済産業委員会のほうから出された附帯決議がここにあります。
　読み上げますと、現在、併設が検討されている青少年センターについては、利用者や地元住民などの意見を十分に聞き、慎重に検討していくことを強く求めるというふうにあります。

話を聞いてみますと、地元の方の意見については、まず第1点目として、地元の方の意見を聞く中で、その地元の方というのは例えばその自治会の会長とか、そういった方が地元の代表として参加されてその声を聞いたのか。もしくは「利用者や」というところがありますけれども、質疑のときに、利用者への直接の聞き取りじゃなくて、アンケート調査をやったということで認識しておりますけれども、実際その利用者や保護者の声だとかというのは聞き取りを行っていないというふうに私は判断していますけど、その辺、どうなですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

まず、地元の意見はどこから聞いたかということでございます。

先ほど、社会教育部1の資料のほうで説明して地元聞き取りということですが、これは、自治会長と公民館長のほうからの聞き取りを行っております。

それと、あともう1つは、利用者の件でございます。

利用者につきましては、体育館等の一般的な青少年の利用者については、先ほどの附帯決議後につきましては、再度利用者アンケートを実施しております。

利用者につきましては、中高生以外にも、青少年関係団体と、あと一般の利用団体もございますので、この青少年関係団体については聞き取り、一般利用団体については説明会を開催するとともにアンケート調査を実施したところでございます。

○平原委員

アンケートを見る限りでは反対者も多いようであったんですけれども、市の当局としてはこの体育館利用については別の体育館を勧めていくというような捉え方だと思いますけど、その点はどういうめどが立っていますか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

体育館につきましては、バドミントンとミニバレーで今使用されております。

これにつきましては、小・中・高生の利用もございますが、一般の利用団体ということも多うございます。

説明会の中で一般利用団体等につきましては、「使えなくなるのは残念だ。ただ、ほかのところを考える」とかいうところがございましたので、そこの紹介等はしていきたいと考えているところでございますが、現時点でどこにどうだというところの整理まではできていない状況でございます。

なお、青少年センターの本来の機能に関しましては、体育館が必ずしも必要かというところで我々検討を行いまして、これは、昭和47年に建設した青年の家でございまして、その当時は青年たちが体を動かす場として体育施設等の整備が少なかったということもありまして、体育館が整備されてきたものと考えております。現状、体育施設関係については十分とは言えませんが、体育館等の整備をしておりますので、青少年センターの本来の機能としては青少年の居場所、レクリエーション等ということで、現在、多目的ホールを整

備することで対応していきたいと考えております。

多目的ホールの中では、卓球、ダンス等は可能だろうと考えていますが、プラス、青少年が寄りやすいように、ニュースポーツ等の啓発等の場所、あるいはそういう備品等をそろえて新しいスポーツができる場所として整備をしていきたいということで考えております。以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○堤委員

先ほどの設計で1,100万円ですか。このベースの話の中で、一般的な改修で平米20万円という話があって、したがって総額で4億円だというお話があったんですが、もともとこのマルキョウの跡地を使うということについては、ありきではないにしても施設をやっぱり有効に使うという中では、既存施設を使うことによってコストを下げることは可能だと思うんですね。恐らく2,000平米の建物でこういった施設をＲＣか何かでつくれば恐らく最低でも5億円から10億円近い金がかかるわけですからあれなんですが、ただ、もうワンフロア完璧にでき上がっているところをパーテーションで間仕切りするにして、4億円というのは余りにも高過ぎるんじゃないかなという発想があるのですが、これはうちの会派の中でも、4億円というのは幾ら何でもひど過ぎはしないかという話が出たんですよね。

これはあくまでも概算でありましょうけども、そこら辺はもう少し詰めようはなかったのかなという気はしているんですが、どなたか多少専門的な方の御意見をお聞きになったのか、それともただ単なる一般論でこうされたのか、そこら辺をちょっとお教えいただきたいと思います。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

設計金額を積算するに当たりましては、建築住宅課のほうとも協議を行いました。

ただ、設計の中で、実際にどういう大きさでどういう形でやるというところがまだ詳細には決まっておりません。あと防音対策等も検討しておりまして、現時点としては、一般的なビルの工事費のほうからの積算にとどまっているところでございます。

○堤委員

ちなみに現地を見ましたら、床が石張りの立派な石のタイルが張ってあったんですよね。あれってあのままやるんですか、それともその上にカーペットか何か張り直すとか、もしくはフリーアクセスを使うとか、何か特殊なことをされるのかどうか、そこら辺だけ教えてください。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

現時点で、どうするこうするというのはまだはっきり決めておりません。

ただ、石張りということですので、例えば部屋にしたときとかは、その場所についてはそういう形にはならないだろうと思っています。それと、フリースペースとか談話室を設

置いたしますので、そこで滑りやすいとかいう問題も出てくるかと思いますが、基本的には、その部屋、場所に応じた整備をしていくことになるかと思っています。

現時点では概算工事費4億円程度と見込んでおりますが、極力、この分については節減を図って、既存施設を使っての改修でございますので、できるだけ既存の部分を残しながら対応していきたいということで考えております。

○堤委員

ぜひそういった形で、余りにもつかみで大き過ぎるような気がいたしますので、設計は当然仕方ないでしょうけども、実施に当たっては精査を十分お願いしたいなと思っております。要望です。

○中本委員長

はい、意見ですね。今、要するに改修ということで平米単価が20万円という話が出ておりますけども、新築の場合だとどのぐらいの数字を使っているんでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

新築につきましても、体育館を建てるか建てないかという問題がありますけど、体育館を建てない今の状態で約2,000平米、建物だけということで積算をしていますが、これについても、直近の北部消防署等の建設単価等を使いますと、同じ約2,000平米で5億円程度になります。先ほど堤委員おっしゃったように5億円程度になると。これに防音とかなんとかをどうするかによってまたもう少し上がるかと思っていますけど、現在の試算としては5億円程度かということで考えております。

○中本委員長

はい、わかりました。

○山下明子委員

ちょっと話戻りますが、先ほど経過のやりとりの中で、結局、場所を検討するときに、広範な視点からの場所の検討はしないで、マルキョウの跡はどうかという話が出てきて、そこが適切かどうかということを検討したという流れであったように受けとめたんですが、マルキョウの跡がどうかと言ったのは誰ですか。どこから出たんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

昨年の全員協議会のときだったとは思うのですが、当時の荒金前部長のほうの答弁では、経済部のほうから打診があったということでお答えをしていると思います。

○山下明子委員

だから、市の内部であそこにバルーンミュージアムをつくるけども、ここのあいたところを使ったらどうかということであったのかなという感じがするわけですが、やっぱり、先ほどちょっと言われた附帯決議の関係で考えたときに、その時点では、附帯決議の中もね、今の利用者と地元の意見をよく聞くようにという中身なんですよね。

それはそれで正しいと思うんですが、やっぱり、昭和47年からずーっと建ってた施設を、

この際考え直して新たにどうしていこうかということをわざわざ検討委員会までつくって考えていくというときに、そこら辺の全市的な視野というのがやっぱり抜け落ちているというふうな印象がぬぐえないんですね。

だから、普通こういうものをつくるときに、現在の利用者、あるいは地元ということを対象にするのは当然のことながら、やっぱり、さっきから何回も言われているように全体に意見をちゃんと聞くという手順が普通ならされるはずなのが、最初から行くべきところが決まっていて、そこに当てはまるか当てはまらんかということだけに、途中から頭がそうなっているんじゃないかと思うのですが、そこはどうだったのですか。

真摯に考えていただきたいのですが、普通だったらどうするだろうかということとあわせてお答えいただきたいのですが。

○西川社会教育部長

おっしゃるように、まず、緊急性があります。今の青少年センターは耐震精度がもう使えないというのが喫緊にございますので、急がなければいけないという判断は当然行います。それと、経費も考えます。それと求められる機能がそこで足りるかとか。ですから、全市的に考えた場合に、例えばここの場所が一般にいいねと仮に言ったとしても、いろんな阻害要因もあるだろうと思います、経費等々ですね。

先ほど副部長が申しましたように、昨年度、そういうふうにマルキョウ跡の3階という要請がどうだろうかと、検討できないかと、当然耐震でもう使えないし、急がないといけない部分もあるというときに、社会教育部、教育委員会としまして検討して、少なくとも、青少年のあり方検討委員会で指摘された部分を最低、そこの中に充足できるかというのをまず考えてまいります。

それから、駐車場の今課題とされているところですね。

それから、6月定例会の一般質問がございましたけれども、インターネットのいろんな弊害の影響を受けた人たちへの対応をどうしていくのか、40歳未満ですね。そういったとき、それから少年センターの機能も持っておりますけれども、当然、県警との連携はいろいろやってまいります。

そういうものを総合的に判断した場合に、あそこの部分が絶対だめだとはその時点では判断をせずに、そこを青少年センターとして、その後、地元の意見を聞くという、それから、識見を有する人たちの意見を聞くということを付加して、今回、こういう結果として考えております。

○山下明子委員

あそこの場所は絶対だめだというところからという話は、私はしてないんですよ。

ただ、あそこのところに入るということが前提になって話をしちゃっていると、ほかにないだろうかという頭が働かなければ、ちょっとどうなのかなという印象はやっぱりあるんですね。

つまり、私は、例えばまちづくりとの関係でも、中心市街地に一定の公共施設をもう1回呼び寄せようじゃないかとか、そういう発想は、私はいいと思っているのですが、かといって、その施設がそこにふさわしいのかどうかということを抜きに、何でも集めればいいというものではないと思っているんですよ。

それで、そこにあることによってかえって利用しにくくなってしまうことはないかとか、その面も必要だと思うんですね。

本当に私は、経済部にはっきり言うと振り回されている気がするんですが、商工ビルに市民活動センターが入ったことで確実に利用者が減っていますよ、使いにくいんですよね。今までｉスクエアビルの3､4､5階に分散して、それぞれフリースペースもありながら自由に使えて、駐車券の問題も、佐賀市は佐賀市としての対応がきちんとできたと言っていたものが、商工ビルに詰め込まれることによって、遊びのスペース、遊びというのはフリーのということですが、その遊びのスペース部分がなくなり、唯一本当に入りやすいなというものはむしろ県の国際交流センターのところが入りやすくて、ただし全館が10時までなのにそこは9時までなので、やっぱり早く帰らなくてはいけないとか、ｉスクエアビル並みに使いやすくなっているスペースは時間が短くなって使いにくいと。

しかも、そこは駐車券のあれはされてないんですね。市民活動センターはされているけれども、フリースペースを使っている人は1時間しかだめで、あとは会議室を使っている人だけが延ばせるとか、そういうことで、本当に全体に縛られて、本来使いやすかったものが使いにくくなっている。そして、ｉスクエアビルに集っていた高校生はもう本当に今はいません。市民活動センターに、いないんですよ、帰らんといかん時間になるからですね。

○中本委員長

山下明子委員、ちょっと一般質問になりつつありますので、少し発言を修正してください。

○山下明子委員

そういう場所に近いところに今度青少年センターを持ってくるということになるわけですよね、いわば中央通り沿いの。

アクセスのことは、済みません、商工ビルのときもアクセスはいいよとか言われたけれども、結局駐車場が足りなくて、だめだというふうなことに今現実なっている中で、バルーンミュージアムと併設されたところで、本当にその駐車スペースはどうなのかとか、子どもたちがたくさん自転車で来たときに、その自転車の置き場だとか、まちの状態との関係で大丈夫なんだろうかとか、何か私はね、今移転したばかりの市民活動センターの部分は教訓的にもっと捉えながら、果たしてこれはいいんだろうかということを検討する材料として考えなきゃいけないと思うんですよ。

本当に何というか、別個じゃなくて、全体的にそういうやり方でなじむ施設なのかどう

なのかということをちゃんと検討されているのかなというのが余り見えないんですよね。何か夢だけは語っておられるけど、現実、移ったところは果たしてどうなっているかなというふうな、そういうところまでも見ておられるでしょうか。その上でこれがうまくいくと思っておられるんだろうかなというのが気になります。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

おっしゃるように、商工ビルについては高校生等の利用が少なくなっているということは聞いております。市民活動プラザのほうでは、結構中高生、特に高校生の利用が多かったと。

利用時間の問題もあるかと思いますが、今回、青少年センターについては、まず若者を中心市街地に寄せるというのも1つの効果としてあるんじゃなかろうかと考えています。フリースペース、談話室を整備することによって、離れていった高校生を青少年センターに寄せていきたいということを考えています。

あわせて、駐車場が今現在の青少年センターは18台しか確保できておりません。今回のマルキョウ跡地については3,000平米ほどの駐車場が用地としてはあると思っています。この中については、活用も含めて今後、経済部のほうと調整していきたいと。

自転車駐輪場についても、経済部のほうと、この設計の中で調整を図っていきたいということで考えています。

○山下明子委員

もちろん今の場所は駐車場が絶対的に不足しているのはよくわかっているんですが、それはあちらに移ったとして、バルーンミュージアムとしての駐車場がさて足りているんだろうかということも含めながら、その上で、この青少年センターが機能していくための駐車場として足りるんだろうかというと、両方合わせたときに、本当に大丈夫なのかなという感じは持つんですね。大型バスを入れるの入れないのという話もあったりするわけなので、そこのイメージができているんだろうかということですね。そこがちょっと、今の市民活動センターに来なくなった高校生が果たして青少年センターに来るという、呼び込む確信がどこにあるのかなと。

じゃあ、その辺の子たちの意見は聞かれたんですか。何で行かなくなったのか、アクセスもいいのにということ。

○社会教育課子どもへのまなざし運動推進室長

ｉスクエアビルから商工ビルに市民活動プラザが移ったことによって、高校生の利用が減っているというところもあるんですが、実際、青少年センターだけでいきますと、昨年の8月と今年度8月ですね、比べまして中高生の利用が4割ほどふえております。大学生については5割ほど利用者が今現在ふえているところです。

そのようなことを考えますと、やはりｉスクエアビルにあったものが新商工ビルに移転したことによって、中高生の利用、勉強をするスペースの利用というのがふえているんじ

ゃないかというのは、推測できるのかなというふうに思っているところです。

また、実際、センターに来る中学生、高校生に声をかけるようにしております。特に移設に伴いまして、生の声を聞くという意味でも声をかけるようにしております。

その中で、センターを利用する子、幾つかタイプに分かれますが、1つは学習室で勉強する子、もう1つは純粋にバドミントンとか卓球とか体育館を利用する子、2つに中高生は分かれます。小学生についてはもっといろんな使い方があるんですが、中高生は多くこの2つに分かれますが、学習する子については、静かな学習スペースも欲しいが、今ファストフードとかで勉強したりする子もいますが、そういったわいわいがやがやした中での学習スペースも欲しいということで、それが先ほど言っていましたフリースペース、広い談話室に行くと学習室の希望というところにつながっています。

卓球、バドミントンをしに来る子どもについては、卓球は今度もできるだろうと。ニュースポーツについても、話をするとダーツがしたいとか、そこで、文化祭前という時期的なものもあったかと思いますが、ダンスをしたいとか、そういう高校生の声もありますので、学習室については、今度フリースペース等、学習室、いわゆる個室の今あるような学習室とフリースペースでの勉強と2つに分けることで、高校生の利用も見込まれるんじゃないかというふうに考えているところです。以上です。

○山下明子委員

今さっき言われた、4割ぐらいになっているというのは青少年センターの話ですよね。

○社会教育課子どもへのまなざし運動推進室長

青少年センターの利用者の話です。

○山下明子委員

だから、青少年センターのほうがふえているということは、それはそれでいいことだと思うんですが、私が言っているのは、要するに、今度移ろうとしている場所との関係でね、そこが本当に利用しやすい場所と言えるのかどうかというあたりが、子どもたちにとって、そこは本当に利用しやすい場所と言えるのかどうかについては、商工ビルにｉスクエアビルから移ったときのその子どもたちの動向を考えて、果たしてどうなんだろうかという問題提起をしているわけなんですね。

今の青少年センターの場所ではなく、ｉスクエアビルから商工ビルに移った、その近いところにまた今度、青少年センターが移ろうとしているという、その場所が果たして本当に目的と合って、子どもたちが使いやすいのかどうかというところについて私はちょっと大丈夫なのかなということを言っているわけです。だから、商工ビルの動向をちゃんとつかんでいますかと聞いたんですよ。

○社会教育課子どもへのまなざし運動推進室長

商工ビルに来られる高校生が今年度に入って激減しているということは聞いております。

そちらの分析まではですね、済みません、こちらのほうではもちろんしてはおりません

が、高校生の中では、現在の青少年センターを使っている、今年度に入ってからですが、中高生でいきますと、やはり近隣の生徒が多く、中学生であれば附属中、成章中で半数近くを占めています。

高校についても佐賀西高、あと佐賀工業の生徒が多いのですが、というのがやはり多い状況です。龍谷の生徒もかなりいるんですが、龍谷の生徒とかに話を聞く中では、今度のほうが近くなるから行きやすくなるとか、もちろんそれは佐賀西の生徒も近くなるので行きやすいとか、でもそこはですね、もう本当に場所の問題というのはどこに建てても近い、遠いというのは出てくるので、現在の利用者の声として、今度移ったときにはどうという声をもちろん積極的にかけるようにしています。その中にはもちろん近くなって行きやすくなるという声があるのも事実です。以上です。

○山下明子委員

その近さの点ではそうなんだろうと思いますが、私はだから全体的な動向としてね、行かなくなった子どもたちは果たして今どこに行っているんだろうかとかね、そこら辺も含めながら本来はちょっとよくリサーチしていただくべきだと思うということを言っています。

それから、きのうの議案質疑のときにもちょっと出ていましたが、現在の施設からなくなるものと新たにふえるものという点では、この目的及び期待される効果のところに、拠点施設としての機能を拡充と書かれている以上、子どもたちにとってこれからふえるものと減るものというのは何があるのかちょっと明らかにしてください。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

現在、青少年センターのほうには、談話室もございます。体育館もございます。それとあと研修室関係、それとくすの実の教室関係もございます。これで、基本的にはくすの実を除く施設については、原則移したいと考えております。

ただ、体育館についてはなくなるということで、ここは多目的ホールを設置したいと。それと、先ほど言いました談話室、ここはフリースペースという形で、自由にわいわいと雑談をしながら勉強もできるような格好にしたいと思っています。

あと、現在、学習室というのは普通の会議室をつくっておりますけど、これは他の都市の状況等も勘案した中で、個別にゆっくり勉強できる部屋というのはつくっていきたいということで考えています。

あと新たに整備するというところになると、音楽室とかも今ありますが、ここも充実をさせていきたいということで、ここは、スタジオ等についても要望が上がっておりますので、これは今後の設計の中で検討していきたいということで考えているところでございます。

それと子どもの直接の居場所以外ではございますけど、あり方検討委員会の中で困難を有する青少年の対応とか支援とかがございましたので、この辺の支援室、若者支援室的な

形で、そこに専門職員を配置するのとあわせて、困難を有する青少年の方が気軽にというか、ちょっと居れる居場所というのも検討していきたいと考えておるところです。

○山下明子委員

例えば、今の場所だったら近くに勧興小学校だとか公民館があってという、それは何を言っているかというと、少し外で何かをしようとかいうときに、逃げる場所があるといいますかね。ところが、今回の場合は具体的にはそういう場所としてはどこか確保できるんでしょうかね。その子どもたちが室内からちょっと出て何かをしようかなとかいう場所が、結局その体育館ではない多目的スペースとなったら、1つのお部屋を複数でたくさんの人がいろんなことに使えるというイメージがちょっと湧きにくくて、何かこれのために借りたといったらもうほかの人が使えなくなるんじゃないかなという気がするんですね。

今の体育館というのは結構広くて、こっちで何かやっていれば、こっちでまた別のことをやっているということができているじゃないですか。そういう使い方ができるのかどうかということと、もしできないとしたときに、ほかでやれるような場所というのは確保できるのかなということなんですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

まず、他でできる場所ということではなくて、多目的ホールを今考えているのは、私は北九州のユースステーションといって、若者の居場所づくりに成功という格好のところを見てきました。

そこはもともとビルの地下で、スーパーの食品売り場を改修してつくったところでございまして、そこに約100平米ほどの多目的ホールがございまして、卓球とかダンスとかできるような形で、そこは間仕切りで区切って卓球をしながら隣ではダンスとかいうことも可能のようになっておりました。

我々が今考えているはそういう多目的ホールを参考にしながら、もう少し面積を確保したいと思っています。で、間仕切り等によって区分して、同時にできるとか、あるいは吹奏楽の練習とかも可能になるようなところもできないんだろうかなというところまで含めて考えているところでございます。

ほかによそで体育館等を使うというのは、ちょっと今、考えていないところで、体育館等を使用される方については、例えば西与賀のコミュニティセンターの体育館を利用していただくとかいうことで進めていきたいということで考えておるところです。

○堤委員

関連ですけど、先ほどおっしゃったように商工会館がね、非常に使い勝手が悪いというのは、実際使ってみるとそう思うんですね。

ある塾の経営者の方と話していたんですが、その活動センターが移転したことによってあの子どもたちはどこに行ったんやろうねという話をしていたら、子どもたちはたくましいんで、友達同士の情報で図書館に行ったり、先ほど言った青少年センターにも行ったん

だと思うんですけど、そういったところをずっとやっぱり渡り歩きながら上手にやっているみたいなんですよ。

そこら辺はたくましいなと思いましたけども、ただ、商工会館で非常に反省があるのが、我々が使ってみても、余りにも迷路みたいな廊下であってね、どんつきの奥まで行ってここじゃなかったと思って、また戻らないかんとかですね。あれでは子どもたちはとてもじゃないけど使わないなと思います。

先ほどおっしゃったようにフリースペースを思いっ切りとってあげて、余り小さな部屋で区切るようなことだけはやめていただきたい。特にああいう広いスーパーの跡地ですから、あそこに部屋をつくると迷路になっちゃいますんでね。窓が何もない部屋をいっぱいつくってというのは甚だやっぱりクエスチョンだと思います。

だから、ワンフロアで目いっぱい人目の届くような感じのね、オープンな感じをつくられるのをやっぱり意識しないと同じような結果になるんでね。いざ行ってみると、係員の目も届かない、部屋がどう使われているかもわからないなんていう状況だけはつくらないほうがいいんじゃないかと。

それよりも、おっしゃるとおり、間仕切りぐらいで、人がどこで何をやっているのかわかるようなですね、そのほうが絶対いいなということをしみじみ思うんですよね。

ですから、ぜひそこら辺は設計の中に反映いただいて、やっぱり商工会館は反省の一つにしていただきたいなと思います。本当に使い勝手が悪い。何々会議室と4階の案内板を見て、そこまで行ったって、それでもわからないんですから、どうなっているんだこれはと思うぐらいわかりづらいですね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

先ほども申しましたけど、北九州のユースステーションもそういうつくりでございました。入ってきてカウンターがあって、そこで顔を合わせて話をして、真ん中あたりにフリーの談話室があるというようなつくりでございましたので、我々は具体的にまだ実施設計は上げておりません。既存の中でどういうレイアウトでいくかということですけど、フリースペースについてはできるだけ確保して、それと受付カウンターと顔が見えるような形をとっていきたいということを実施設計の中で反映させていきたいと考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

先ほど、市民意向調査を実施しなかったということでしたけども、なぜされなかったのか、その理由をお聞かせください。

○西川社会教育部長

なぜされなかったのかという御質問ですが、その時点では提案された内容を議論するということで、市民意向調査の必要性というのを当時考えていなかったのかなと思います。

○松永憲明委員

前も言いましたように、ごく限られた人が使えばいいというものじゃないということだと思うんですよ。どこの地区の青少年でも立ち寄って使える、そういう場所にすべきであるというのが基本でははないかと思うんですけども、今回、考えられているマルキョウ跡の3階というのは近くの生徒、子どもたちはいいかもわかりませんけど、そうじゃない。今度は駅から南へ南へとだんだん離れていっていますよね。バスセンターから近い、バスがあるじゃないかと言われるけども、ほとんどは自転車で来ている子どもたちが多いんじゃないかと思うんですよね。

そういったことからすると、場所としては、例えばどん３の森の近くには市が所有している土地もあるわけですよね。佐賀新聞社の南側に、駐車場みたいにして普通は何も使っていない土地もあるわけであって、十分に活用は可能だと私は思っているんですよ。

ですから、市民意向調査をしなかったというのはね、それからホームページだけで市民には伝えましたよと、その答申をね。ちょっとこれもいささか形式的かなと思うんですよ。しっかり、これはやっぱり慎重に持っていく必要があって、一旦入ってしまえばこれをほかのにすぐ変えますということはできないわけであって、私は、慎重に慎重にやっぱりここは考えていくべきではないかなと思うんですけども、全体の意見を聞こうという姿勢がなかったということについて、非常に残念でたまらないんですよ。この点、再度、答弁いただきたいんですけど。

○西川社会教育部長

おっしゃるように意向調査につきましては反省点としてとらまえたいと思います。

さっきおっしゃいましたように新たな場所とか、一番立地的にいい場所というのはいろんな――例えば駅周辺がいいということなると地価の問題とか、それからまず一番そのときに、急いで考えたのには、今の青少年センターの耐震結果として、早急に建てなければならないというのが1つございます。それと、おっしゃいますように佐賀駅の周辺が佐賀県庁前周辺よりもいいという意見があることもわかります。ただ、少なくとも今の場所が果たして交通の利便性が悪かったり、いろんな人たちが集まりにくい場所かというとそうではないと思います。

ですから、今回、今の場所でいろんな提案があった部分を、そこの機能に盛り込むということが可能かどうかとか、駐車場の問題、それから他の機関との連携、そういったものを総合的に判断して今の部分で行きたいということで今回提案をしておりますので、先ほどの市民アンケート調査をとらなかったことの反省点は反省点として、今後はそういうことがないようには生かしていきたいと思います。

○松永憲明委員

ちょっとそこは、後づけでしかないと私は思っているんですけども、ちょっとそれは置いといて、くすの実については別にしたいというお話でしたけども、くすの実はどこに持

っていこうと考えられておりますか。
○西川社会教育部長
　この点につきましては、社会教育部ではなくて同じ教育委員会の中のこども教育部のほうで、今後、学校教育課を中心にして、子どもたちの事情とかいろんなことを総合的に判断して適地を検討していこうということで、今、教育委員会内部はそういう方向になっているところです。
○中本委員長
よろしいですか。
○松永憲明委員
　やっぱり市民意向調査をしなかったというのは、私は大きなミスじゃないかと思うんですよ。やっぱり建物ありき、先にね、もうそれでしかなかったと。絶対的にいけないという条件がないというだけのことであって、私は、もっともっとやっぱりこの面積的にも、それから、先ほどから防音の問題、間仕切りの問題など言われておりますけども、慎重に検討していく必要があったのではないかと思うんですけども。
　ちょっとその耐震の工事ができないということで、すぐ建てかえるか移転するかということになると思うんですけども、あとどれくらいここは可能だったんですか、今のセンターは。
○中島社会教育部副部長部長兼社会教育課長
　耐震診断の結果でございますので、あとどれくらいもつとかいう問題ではございません。正確にはあれしていませんが、震度6弱の地震に耐え得るかという耐震診断が行われたと思います。
　体育館の分がスラブコンクリートで乗っている部分が狭いということで、そこが落ちやすいということと、あと1階、2階のコンクリート強度が不足しているという判断で震度6程度の地震で倒壊するおそれがあるということで診断が出ております。
　あわせて、昭和47年建設で約41年の建数がたっておりますので、そこら辺を総合的に判断して早急な建てかえが必要だという判断をしております。
○川崎委員外
　先ほど耐震のことも出ましたけれども、青少年センターは昭和47年建築ということで、老朽化が進んでいるところで、整備スケジュールをいろいろ説明されましたけれども、実施設計が今年度から来年2月ということと、工事が平成27年8月から平成28年の8月ですね。開館が10月予定ですね。
　それはそれとして、聞きたいのは、これはこれとして順調に進んだときに、この青少年センターの現在の跡地はどういうふうに考えているんでしょうか。土地の問題ですが、並行して何かいろいろ検討されているんでしょうか。
○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

旧青少年センターの跡地ということですけど、まず、平成28年までは、くすの実等の意見も考慮して残すことになるかと思います。

で、青少年センター、くすの実が移転した後については、解体をするということで、跡地の活用についてはその後の全体的な状況を見た中で判断していきたいということで考えています。

○川崎委員

それもこのあり方検討委員会ではその跡地の問題は検討してないんですか。やっぱり並行して審議するのがあれやろうと思うんですけどね、どうでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

青少年教育のあり方検討委員会は、現在の佐賀市の青少年の状況を見た中で今後佐賀市として青少年教育はどうあるべきかという検討をしていただいております。

その中で耐震の問題が出ておりましたので、青少年センターの今後のあり方という検討はされておりますが、その跡地についての検討はなされておりません。

○川崎委員

しかし、その跡地は何ができるのですか。何か考えあるでしょう。跡地は何らかの形で検討しているのでしょ。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

跡地に何をつくるかとかいうところについては、現時点では検討はしておりません。解体をする段階で、それについての活用を検討していきたいということで考えております。

○中本委員長

よろしいですか。

○西川社会教育部長

解体した後の利活用については、まだちょっとこれからも時間がございます。いろんな社会情勢であったりいろんな要望だったりいろんなものがあろうかと思いますので、そういったものを総合的に判断してどうやっていくのかというに考えていかなきゃいけないかなと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川副副委員長

先ほどの答弁の中で、現在、中高生の利用者がふえているということでしたけど、ここ過去3カ年を見ると、小・中学生で28％、高校生で10％ということで、これを踏まえて例えば、小・中学校のＰＴＡの保護者の方に青少年センターの移転も含めた青少年の教育のあり方、こういう説明がされてあるのか、ないのかお聞きいたします。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

ＰＴＡ協議会とかＰＴＡの保護者の方に対して、青少年教育のあり方の答申とかの説明

会等は行っていないところです。

ただ、青少年の方が、今現在、青少年センターでは、小・中・高生の利用者よりも一般の利用者が多いという状況でございます。他の青少年センターを見れば、困難を有するものもございますが、居場所としての活用も大きなところでございますので、今後は青少年、特に高校生関係の利用は幅広くふやしていきたいということで、実施設計の中では現在利用していらっしゃらない人たちの御意見を各高校等を通じて聞くというようなことで、新しく青少年センターができるんだというところのＰＲも含めて、いろんな御意見は実施設計の中で反映できるものはしていきたいということで、そういうところの聞き取りも今後進めていきたい。これは学校の協力を得て進めていきたいと思っております。

○川副副委員長

副部長の答弁の中で、やはり青少年、小・中・高生を取り入れて、中心市街地に持ってきて中心市街地の活性化につなげたいということもありましたので、今度はその辺については、周辺の整備関係についても、経済部との検討等が当然なされるかと思いますけど、やはり私たちとしては、どんどん利用者がふえてほしいというのが1つの期待でありますけども、社会教育部として、目標人数とか、年間の利用者数の目標とかは設定してあるのかお聞きいたします。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

具体的な目標人数を何人というのは、現時点で設定はできておりません。

現在、今3万7,800人程度、平成25年度の利用者です。そのうち約2万2,000人は一般利用結果という格好になっています。

北九州のほうのことばかり言いますけど、北九州は大体6万人ほどの利用があっておりました。その中の大部分が高校生とかでございました。

ですので、企画とかの中にも高校生を呼び込むというようなところも少し、今度はソフトの面で充実を図っていって、人数的にはやはりその小・中・高校生の利用もふやしていきたいと。それと、困難を有するというところの面での居場所としても、ふやしていきたいと考えています。

ただ、目標としては、今3万七、八千人ですので、これをふやしてはいきたいと思っています。内訳としては、一般の方よりも青少年の人数を内訳としてふやしていきたいと考えております。

○中本委員長

ほかに御質疑は。

○堤委員

言い忘れておりましたけれども、駐車場が非常に広いんですね、3,000平米ありまして、現地を見まして本当にあれ広いんですよ。

気球の係留をやるというバルーンミュージアムの中での話がありますけども、それには

もう2基ぐらい簡単にできそうなくらい広くて、十二分過ぎるぐらいあるんですね。嬉野家のところですか、大きなクスノキがありましてね、あれは切ってしまうよりはシンボルツリーにして残したほうがいいんじゃないかなと思うぐらいなんですが、青少年センターをつくられるんであればね、その箱の中も大事ですけど、特にあの建物の角あたりというのは、車はとめてもいいでしょうけど、気球の係留なんかはできない場所ですから、少し憩いのスペースみたいな感じの整備をしたり、あとスリー・オン・スリーぐらいできるようなものにしたりとか、ちょっとぜひ青少年センターとしてもあの一角を有効に使うということについて前向きに経済部と話していただきたいと思うんですよね。

下はもうお任せよとか、知らんというよりのはもったいないので、そこをぜひ青少年センターとしてもうまく使わせてほしいということを経済部に要望したらいかがかと思っていますが、いかがでございますか。

○西川社会教育部長

今おっしゃった御意見につきましては、先ほどの嬉野家の門の修復もございますし、いろんな意味で経済部と協議を進めながらやっていきたいと思っております。

それから先ほど川副委員がおっしゃいましたが、今後、設計をする過程の中でも意見を聞いていきたいというふうに思っております。

それとＰＴＡ協議会とも青少年のいろんな課題もございますので、連携をとりたいというふうに思っております。

○山下明子委員

私ちょっと堤委員が言われたのとの関連なんですが、逆の意味も含めてなんですが、本当に今回青少年センターを新しくつくるということに関して、どんなふうに思うというのを何人かこう聞いてみたんですね。ちょっと若い世代の人に。

そうすると、青少年センターが移っていいものができると本当にいいと思うけれども、どんなイメージと言われれば、やっぱり体を動かすということと一体のものとして、イメージがね。だから、その音楽スタジオがあったりするといいなとか、スケートボードができるといいなとか、スリー・オン・スリーできるといいなとか、うんと体を動かしながらやれるような場所も一体になって、それで本当にこうあるといいなと思っている人たちがいて、そしたら実はマルキョウのところにねというと、何か中途半端なものつくられたらもう次つくってほしいと言いにくくなるねという声も出たのをちょっと紹介しておきたいと思いますね。

だから、先ほどの多目的ホールの使い方にしても、本当にその若者、子どもたちが体をいっぱい使って交流できるという場所がセットになっていないというのは、これはちょっと本当に不十分じゃないかなと思うのが1つと、じゃあその外の場所の使い方ということもありまして、私もそれはいいなと思ったんですが、マンションに囲まれていますよね。囲まれているというか、すぐそばに、裏側にマンションがね。それで、私はマンションに

住む者として感じるのは、意外なほどに声が聞こえるんですよ。外の声が、中に。ひそひそ声が聞こえちゃうんですよね。本当にびっくりしました。私の家の前でしゃべっている、こう歩いている人が夜でも話しながら歩いたら、嫌になるぐらい聞こえちゃうんですね。ということは、そこでスリー・オン・スリーだとかぽんぽんやられたら、多分、つらいと思いますね、マンションの住民は。だから、本当にそういうことまで考えていかないと、こっちはこっちで夢を沸かせても周りの環境がどうかということとの関係で制限されてしまうということもあるので、バルーンの係留も私は本当してほしいと思いつつ、大丈夫なのかなという心配もあったりするわけですよね。

だから、本当にその場所にふさわしい施設なのかというところでは、やっぱり懸念するところが多いという意見をちょっと私は述べておきたいと思います。

だから、マンションの件については、よく頭に入れて対応すべきだと思いますけども、その点は頭に入っていますか。

○西川社会教育部長

青少年センターとしてのいろんな外気の防音というのは、当然私たちもいろんな形で考えていきます。

今、委員がおっしゃっているのは、マンションがあってマンションには相当のバルーン関係の音が響くよというような意味でございますか。

○中本委員長

いやいや、スリー・オン・スリーとかね、そういう交流の場とした場合、そういったところを配慮すべきじゃないかと、そういったことを考えているかということですね。

○西川社会教育部長

そういったものにつきましては、議案質疑でもお答えしましたように、防音については配慮していかなきゃいけないとは思っております。

○中本委員長

室外についてもですね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

先ほど山下委員からあったのは、スリー・オン・スリーとかというのが駐車場に整備が可能であれば、青少年センターとしてはベターだろうというところもあるんだけど、近辺のマンションとの問題があるんだということをおっしゃっています。その駐車場整備等々を含めては、多分経済部のほうで今後詰めていくことになると思います。

我々の要望としては、そういうスリー・オン・スリーも例としてあると思いますし、私としても、本当にその駐車場が広いのでそこに確保できればいいのかなとは思います。それができなければ、ちょっとした憩いのスペースとかいうところも含めて、騒音問題も含めて、経済部のほうには検討をお願いしたいということで申し入れはしていきたいと思っております。

○中本委員長
ほかに御質疑はございませんか。
○松永憲明委員
平成26年6月19日付の資料で、移転に関する個人利用アンケートの結果というのが以前研究会の折に出されたわけですけども、反対が圧倒的に多いんですよね。マルキョウ跡への移転には反対であると。その理由は議案質疑のときもバドミントンができなくなるとか、遠くなるとかいうのが主であるというように部長は答弁をされたわけですけども、先ほど利用者をもっとふやしていきたいというお話がありました。今後も移転後利用するかというのには、利用しないと、わからないということがたくさん上げられています。それから、理由は先ほど言ったように、バドミントンができないとか、遠くなるとかということになるのでしょうけども、恐らく、利用者がふえていくという可能性は最初はあるかもわかりませんけども、その後、尻すぼみになっていってしまう、こういう可能性が大きいんじゃないかと思います。
というのは、やっぱり落ちついて勉強したり、あるいは相談をしたりとかいう場所になり得るのかどうかという大きな心配があるんですけども、このことについては、どのようにしてふやしていこうと思われているのか、本当にふえると思われているのかどうか、その点について答弁をお願いします。
○中島社会教育部副部長兼社会教育課長
松永委員のほうから御質問があったのは、5月に実施した利用アンケートでございます。確かに、マルキョウ跡の移転について反対というのは、77人中42人の反対があっております。バドミントンができなくなるとか、遠くなるという理由でございました。反対された方に、新しくマルキョウに整備したときに利用をされますかと聞いたときに利用しないとおっしゃったのは9人しかいらっしゃいません。それで、わからないという方が23名いらっしゃいました。我々はこのわからないがターゲットだろうという判断をしております。
結局、ｉスクエアビルから商工ビルに移って、高校生の居場所がなくなって、我々の旧青少年センターが徐々にふえているような状況もございますので、結局そこの場所に魅力があれば寄ってくるのかなと思っています。ですので、先ほどから申しますようにフリースペース、談話室、できれば飲食もできるような格好も整備していきたいと。
それと、人によっては個別にじっくり学習したいということもありますので、そこも整備していくと。もう1つは、新しくなれば、多分またいらっしゃるのかなと。プラスアルファ、できれば今まで我々ができていなかった企画、いろんなイベントとか、多目的ホールを活用して実施をしていきたいと。それと、佐賀西高校とか、龍谷高校とかが近くなりますので、そういう文化祭の前にそういう多目的ホールを利用していただくような、何かその辺の取り組みを実施しながら、ソフト面で実施しながら利用者をふやしていければなということで考えているところです。

○中本委員長
　ほかに御質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
　ほかに御質疑もないようでありますので、以上をもちまして社会教育部に関する議案審査を終了いたします。
　社会教育部の職員は退室をいただいて結構であります。
◎執行部退室
○中本委員長
　委員の皆さん、ちょっとお諮りをします。時間が長くなりましたので、10分程度休憩を入れたいと思いますが、よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
　じゃ、11時に再開いたします。
　暫時休憩いたします。
◎午前10時46分～午前11時00分　休憩
○中本委員長
　それでは、文教福祉委員会を再開いたします。
　こども教育部関係の議案審査に入ります。
　まず、一般議案であります。第69号議案から審査をいたします。
　執行部から議案の説明をお願いいたします。
◎第69号議案　佐賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
　説明
○中本委員長
　それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。
○松永憲明委員
　今、説明いただきました9条の2項ですね、1.65平方メートル以上いうことについては、参酌基準であるということで、平成32年の3月31日までは適用しないということになっているようですが、それまではどういうふうにされていくのか、現状のままでいくということなのか、お答えいただきたいと思います。
○百崎こども家庭課長
　現状でも、ことしは12校区で基準を満たしていない校区が出ておりました。今後、4年生以上を受け入れるとなると、その面積要件を満たしていないクラブは、また少しふえるというふうに思っております。
　今、満たしていないところであっても、体育館とか、グラウンドとか、児童クラブの運営を工夫しながら、一度に同じ部屋に何十人もいるような状況をつくらないというような

やり方をしておりますので、整備が整うまでは、今のような体制をとっていくことになるかと思います。今後策定する子ども・子育て支援事業計画の5年間の中で、ニーズ量を満たす施設整備をしていくことにしておりますので、現状の運営はしばらく続くかと思っております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○堤委員

大変恥ずかしい質問をいたしますけれども、放課後児童クラブですね、この3条のところを見ますと、放課後児童健全育成事業を行うものということで、私は今まで市のほうがやっているんだと思っていましたけど、こういう事業者というものがあるわけですね。これは具体的にいえば、恐らくそういった法人がやっているわけではないと思うんですが、実際、各学校の事業者というのはどういうふうな形で整備しているのでしょうか、ちょっと教えていただけませんでしょうか、仕組みのところを。

○百崎こども家庭課長

現状では、佐賀市が実際、実施しているのが33校区でありますが、そのうち社会福祉協議会に委託していたりとか、保育園に委託をしているもの、それから、保護者の方々が組織されている運営協議会に委託しているものというふうに分かれております。

今回の制度の中では、市が放課後児童健全育成事業を実施することができるんですけれども、それ以外に市に届けて、一般の事業者として届ければ、放課後健全育成事業ができることになっております。

今回の条例は、市が実施するもの、それから市に届け出てする事業者に対してですね、こういう設備とか運営について、この最適基準を守るようにということで今回制定をしているものです。

○堤委員

ちょっと聞きますけれども、社会福祉協議会とか言われましたけど、それぞれ何カ所なのか、ちょっと教えていただけますか。これは校区社協ですかね、それとも市の社協ですか。

○百崎こども家庭課長

佐賀市の社会福祉協議会に委託しているところが川副地区、それから松梅地区になります。保育園に委託しているのが三瀬地区になります。あと運営協議会という方式のところは5校区あります。

○中本委員長

旧市内ですかね。

○百崎こども家庭課長

はい、旧市内の開成、鍋島、高木瀬、兵庫、神野です。

○堤委員

そうすると、今言われたところについては、この条例を守ることになるんでしょうけど、じゃ、市が直接やっているところというのは、この条例はどうなるんですかね。同じことなんでしょうか。

○百崎こども家庭課長

第3条に市長の監督に属するとなっておりますので、市が実施する場合は、この条例に基づかないといけませんし、市に届け出て、放課後健全育成事業をやる事業者もこの条例に従わなければならないというふうになります。

○堤委員

そうしますと、今、小学校の敷地内とかその近辺に建物があるわけですが、それはいわゆる公設で民営というか、こういう運営協議会でやっているところもあるのは、公設民営というような形に考えてよろしいわけですか。

○百崎こども家庭課長

今、各校区でやっているものについては、公設公営、公設民営の両方ですね、佐賀市が直接やっている校区もございます。

○中本委員長

先ほどの委託の場合ですね、委託の場合、事業者からの申請届け出というのは必要ですか。

○百崎こども家庭課長

はっきりと国から言ってきているわけではないんですが、保護者の方々が運営されている運営協議会とかそういうところも、今回、届け出をするようになるのではないかというふうに聞いております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

具体的に7条の職員の一般的要件と、それから10条の3項で放課後児童支援員に関して書かれているところとで、資格要件のところがちょっと表記が違っているのですが、これはどういう関係になるんでしょうか。職員や一般的要件はいろいろ書かれていますが、10条のほうは、かなり踏み込んで具体的に書かれていますが。

○百崎こども家庭課長

7条は、利用者の支援に従事する職員ですから、直接児童を指導する、指導に当たる職員の一般的要件です。これには、支援員と補助員が含まれます。10条の3項は、支援員の要件について書かれているものです。1つの集団、条例では、おおむね40人としておりますけれども、1つの集団に対して、指導する者を2人以上置かなければならないとしておりまして、そのうち1人を除いては補助員でいいというふうになっています。ということは、

1人は必ず支援員の資格を持った人がいないといけないということになっておりまして、その資格が、10条の3項に記載している資格要件というふうになっております。

○山下明子委員

今回、条例化されていくとしてですね、現状これを全部満たしているかどうかという点ではどうなんでしょうか。

○百崎こども家庭課長

ことしの4月現在、指導員がいるうちの298名に対して調査をしたところ、166人程度は、この資格要件にはまる方がいらっしゃるだろうというふうに思っております。

○山下明子委員

298名中166人ということですが、残り130人ぐらいが当てはまっていないということになりますけれども、運営されているそれぞれの放課後児童クラブのバランスとしてはどうなっているかということと、それから、これは条例が施行されるまでの間に満たされる条件ができるかどうかとか、そこら辺の現場との関係はどんなふうになっていますでしょうか。

○百崎こども家庭課長

10条の3項の第9号の中には、高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者というところがありまして、4月時点で2,000時間程度とか、2年以上というところを見たところでその程度でしたので、それ以降、この1年間の間にですね、ここを満たす方が何名か出てくるだろうというふうには思っております。

各クラブで見ますと、確かに支援員の資格を得られる方がたくさんいらっしゃるところとそうでないところが出てきます。特に山間部地域で、地域の方々に指導員をしていただいているところに関しては、資格のない方が多くいらっしゃる可能性が出てきます。

○山下明子委員

だから、市としてはそこをどうしようと思っておられますか。

○百崎こども家庭課長

指導員の配置については、これまで希望をされた校区に配置をしていたところもあるんですけれども、今後は資格要件等も見ながら、希望は受け入れつつも、人事異動なりをすることもありますし、例えば、山間部でどうしても確保ができない場合は、この放課後児童健全育成事業という事業にのらなくても、これまでどおりの運用ができるような形にしていこうと思っております。

○山下明子委員

放課後児童クラブをどういうふうに充実させていくかという点で、条例化しながら、きちんと位置づけてやっていくことが望ましいという立場から見ると、この条例化は本当に必要だと思っているんですね。

それで、これにのらなかったらできなくなるというのでは本当に困るわけなので、それは佐賀市として条例化する以上、この放課後児童育成クラブ自体をきちっとしていくんだという立場でやっぱり臨んでいかないといけないので、人が集まらんやったらしようがなかですもんね、ほかのやり方でもどうぞというのではなく、そこは人の配置をできるような支援も含めて、養成だとかやっていかないと、何か現場任せになってしまってはですね、泣くのは現場になってしまうと思うんですが、そこら辺の責任の持ち方というのか、市としての、それがちょっとよく見えないのですが。もう少し明確にそこはちゃんと言っていただいたほうがいいと思いますが。

○百崎こども家庭課長

指導員を集めるというので大変苦慮している部分もありますので、指導員の処遇を改善してですね、集まりやすいような環境をつくるということも考えておりますし、先ほど言った山間部、特に北山とか富士についてはですね、地域性もあって、今は地域の方々のお年寄りですとかボランティアの方々に頼っているところもあります。そういう地域であっても、その支援員となれる方が来られるように募集はしていきますけれども、すぐ、それができるかどうかというのはちょっと募集してみないとわからないところもあります。募集ができなくても、これまでどおり児童クラブとしてやっていたような内容をできるような形でしていきたいというふうに思っております。

○山下明子委員

最後のところなんですよね。最後のところがちょっと何かよくわからないのですが、今言われたのところの。今までででやっていけないようなところもやっていけるようにするという、これはどういうことを言われているのですか。

○百崎こども家庭課長

放課後の子どもの居場所づくりというのは、何も放課後健全育成事業だけではないと思うので、その子どもたちが集まれるような場づくりとか、そういうことは続けていきたいというふうに思っております。

○山下明子委員

ちょっともう、何か、かみ合うようで、かみ合ってないのは、要するにここで、わざわざ今までなかった条例をつくるわけですよね。だから、佐賀市として放課後児童育成クラブをきちっとやっていきますよという構えでやろうというわけなので、そこはちゃんとこれができる保障を佐賀市としてはきちんとやっていきますよと、地域的なことでできないということがないように、人も充てていけるようにしますよというのは、期待されると思うんですよね。せっかく条例化する以上ですよ。だから、条例化することによって、ふるいにかけるという話ではないと思うんですよね。だから、そこのところを、もっとさっきは処遇改善だとか何か言われてましたから、そこら辺も含めてですね、本当にきちっと人が手当てできて、中身が充実できるようにという希望も持ちながら、この条例は受けとめ

ていきたいと思っている人も多いからですね、そこら辺の市の認識がですね、何かこの当てはまらないところは、それなりにできるようにというのではですね、何かこのせっかく条例があるのにということになっていくと思うので、そこのところをちょっときちっと考えが聞きたいと思って聞いているわけなんです。

○貞富副教育長兼こども教育部長

おっしゃられる、条例は当然、全市的な対応ですので、放課後健全育成事業というのが、全市的にできるように努めていきたいとは思っております。

ただ、地域の条件によってはですね、やはり、そこの放課後のあり方というのも違っていますので、そこら辺を十分加味しながらですね、先ほど言いましたように、全市的にできるようには努めてまいりますが、中にはそういうふうな対応もせざるを得ないというかですね、そういったところも出てくるというふうには思っております。

○松永憲明委員

利用者の負担の状況はどうなっているのか、恐らくこれ、違っていると思うんですよね。そこら辺について、説明をお願いします。

○百崎こども家庭課長

利用者の利用料金の負担という意味でしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

確かに、運営の方法によって、それから佐賀市が合併したということで、地域によっても利用料金が違っております。

ただ、午後でもその話題になるかと思いますけれども、ふだん皆さんがよく使われる基本と長期を使って年間を延べた場合は、大体あんまり変わらないような利用料金の総額になるような料金設定にはなっております。

ただ、運営協議会ごとに料金が違っていたりとか、社会福祉協議会は、川副地区と松梅地区では料金が違っていたりとか、それぞれに料金が違っているのが現状です。

○松永憲明委員

この料金の違いについて、統一しようというような話はなかったですか。

○百崎こども家庭課長

統一しようという話はこれまであっているのか、合併のときにそういう話があっているかどうかはよくわからないんですけれども、今後の考え方として、やはり同じ佐賀市が実施している事業で子どもたちを預かるのであれば、なるべく料金体系は同じほうがいいのではないかというところで、各運営協議会とかにもお願いをしていくことになるかと思っております。

○高柳委員

この支援員、補助員の方々の年齢的な制限というのはあるんですか。

○百崎こども家庭課長

この条例では、年齢制限などは設けてありません。

○高栁委員

ということは、佐賀市でも、そういう考えで採用されて、支援者を募っていくというとらえ方でいいんですかね。

○百崎こども家庭課長

採用に当たって年齢制限というのは、年齢というのはいえないかと思うんですけれども、やはり子どもたちの遊びを指導するということでは、かなりの体力と知識経験が必要かと思いますので、そこら辺を加味しながら、採用することになるかと思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この条例の施行期日が、資料の中で、来年の10月1日からその翌年の4月1日までの間の政令で定める日ということになっていますが、この経過措置は、設備基準だけが対象になっているようですが、第4条の学年ですね、小学校1年生から3年生までを6年生まで拡大するというところについては、経過措置はないことになりますけれども、そうなった場合に、今ぎりぎりのスペースでつくられているところなんかがですよ、受け入れられないときに、この関係はどうなるのでしょうか。受け入れないということはあり得ないということでよろしいんでしょうかね。

○百崎こども家庭課長

第4条は、対象の児童が小学校に就学している児童ということであって、国も言っておりますけれども、これが一律にですね、どこの事業所も6年生まで受け入れなさいという意味ではないということです。そこの状況に応じて受け入れることになると思います。佐賀市においても、今3年生までも待機は出ている状況なのですが、そういうところを見ながら、5年間で6年生までのニーズ調査の結果、整備を進めていくことになりますので、整備ができたところからですね、準備が整ったところから順次受け入れの拡大をしていくことになると思います。

○山下明子委員

これは相当、市民に対しては説明がいる中身だと思うんですね。例えば、神埼だとか、よそで、6年生まで対象になっていますよという話をしたら、いいねって。佐賀市も今度6年生になるという方針が出されましたよと言ったら、よかったと。今回、条例の中にいよいよ6年まで入ったよとなったら、それはもうぜひと思っているところに、そうではない場合があるとなったときに、それは条例違反と違いますかという話になるかと思うんですが、その辺はどういう扱いになるんですか。

○百崎こども家庭課長

ここは一般原則としている対象者を書いているだけなので、条例違反にはならないかと

思いますし、国からのＱ＆Ａでもそのような回答になっておりました。
○山下明子委員
対象者としての6年生を私は言っているんですよ。だから、一般的に6年生全員なんていう話ではなく、今までは対象であった子どもが4年生になったら、もう原則外れていたのが、それを6年生までできると。だから、例えば、3年生で卒業していた子どもがですよ、もう1回戻ってきて、今6年生だとか5年生だという子どもが、もう1回入りたいですよと言ったときに、オーケーだと本当は言わなきゃいけないことになるんですが、それが、スペースの問題だとかなんかでだめですよとなったら、あくまでも対象児童としての6年生で聞いているわけなんですよ。その辺で、一般原則がどうのこうのというよりも、そのものずばりでどうなんですかと聞いているんですが、どうもちょっと答えが。
○中本委員長
山下委員、今でも3年生までても空きがなかったら入れないという現状がありますね。待機中ね。
そこを踏まえて答弁いただけますか。
○百崎こども家庭課長
先ほども言いましたが、現状でも待機が出ているということですから、やはり低学年のお子さまたちを優先的に入れるとなると、高学年の児童については待機になるしかないというようなところも出てくるかというふうに思っております。
○山下明子委員
そうすると、現に6年生までというふうに踏み切っておられる自治体の取り組みがどうなっているかというあたりを、よく研究しながら、また保護者の期待というのも一方ではあると思いますので、そこら辺でそごのないように運営していかなくてはいけないと思いますので、あと1年半という時間があるので、十分そこは誤解やら期待等のずれがないような対応ができるようにと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。
○百崎こども家庭課長
待機が出ないようにということと、4年生以上の受け入れをということは重々わかっておりますが、やはり場所の問題と支援員の問題というのがどうしても出てきます。できるところからやっていきたいというふうに思っておりますけれども、やはり1年半で、それがすべてできるかというと、そういう状況にもならないのではないかという心配はしております。今後の5年間の計画の中で、待機が出ているところから中心にやっていきたいというふうに思っています。
○中本委員長
ほかに御質疑はございませんか。
○高栁委員
18条、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業、1日につき8時間と、これ

は何時から何時というとらえ方をしたらいいんですかね。
○百崎こども家庭課長
　何時から何時までということは条例では決めておりませんけれども、佐賀市の場合で言いますと、現在は、朝8時半から夕方18時30分までの10時間、佐賀市の場合はですね、今、開所しているところです。
○高柳委員
　この辺は、お父さん、お母さん方の就労時間等があるので、弾力的に事業所ができるというとらえ方でいいんですか。
○百崎こども家庭課長
　最低基準が1日8時間ということが条例で決められますので、それ以上であれば事業所が決めることができますし、その事業所で開所時間はちゃんと明示しなさいというふうになっております。
○中本委員長
　ほかに御質疑はございませんか。
○川崎委員
　第5条の関係のこの暴力団関係ですけどね、事業所は密着の関係を要する者であってはならないと。中身をちょっと教えてもらいたいと思います。
○百崎こども家庭課長
　現在、暴力団員である方とか、暴力団員であってからやめて5年を経過していない者とか、それと密接に関係がある者は事業者になれないという意味です。
○川崎委員
　これはちょっと難しいと思うんですけど、この暴力団というのは、市としては、どこまで把握をされているんでしょうか。そこら辺の情報も得ながら上げておるんですか。警察関係との関連、どういうふうな話し合いをしているのでしょうか。
○百崎こども家庭課長
　事業者の申し出があった場合に、やはりそのときは警察に照会をするような形になるかと思います。
○川崎委員
　事業者側から、警察のほうに、この人は暴力団ですかと言ったときに、警察のほうは暴力団ですよというふうに明確に指示されると思うんですか。そこら辺はどう思いますか。難しい問題ですけどね。
○中本委員長
　答弁できる方。
○貞富こども教育部長
　暴力団の関係ですけれども、これは、済みませんが、記憶ですけれども、警察のほうと

協定を結んでおります。その協定の中で、契約等を結ぶ段階でも、照会をすれば、警察のほうから回答をしてくれるというふうに理解しております。

○川崎委員

多分ですね、これ難しいと思うんですけど、多分照会しても、この人は暴力団ですかと言っても、警察は暴力団ですよと明確に言わないと思うんですよ。そこら辺のある程度の明確の度合いですかね、第2条第3項に規定する暴力団等を言うんですけどという、中身はちょっと私も記憶ないんですけど、連携を警察としても、市から、この人は暴力団ですかといっても、多分暴力団とは教えないです。そこを踏み込んだ指導の関係をどこまでしているのかなと。

○中本委員長

今、答弁できますか。ちょっと確認をしてください。これは引き続きまだほかの議案の審査がありますので、後でよろしいですかね。

ほかに御質疑は。

○山下明子委員

済みません。ちょっとさっきの学年の件でもう1つ聞き忘れなのですが、戻ってきたらとさっき言ったんですが、そうでなく、条例施行の時点で、3年生から4年生に上がる子、既に入っている子がやめなきゃいけなくなるのかですね。そのまま6年生までだったら、もういていいですよねという話になるのか、これはさっきの待機児童の関係でどうなるか、ちょっと整理する必要があると思いますが。

○百崎こども家庭課長

今、3年生の子は、次は4年生になるわけですから、そこのクラブでやはり1、2年生、3年生、低学年を優先的に入れていくとなると、校区によっては待機になる可能性も出てきます。

○山下明子委員

待機ではなく、既に入っている子どもが、3年生から4年生になるときに、4月1日からは対象が6年生までとなっているから、当然自分は今まで入っていて、そのまま残れますよねと思っている人が、入れないんじゃなくて、出なきゃいけないということになるのかどうかとなると、これは条例との関係では、まずいことになるかと思うんですね。だから、そこら辺の整理の仕方というのは、新たな待機者を優先して入れるから、もう済みませんけど、今まで3年生までとしていましたから、あなた本当は4年生から6年生までいれますけれども、出てちょうだいねという話をしなきゃいけないということになるかもしれないということなんでしょうか。

だから、この条例を定めるわけだから、現実に即して考えたときにどう整理するかということをしっかり考えておかないと、トラブルが起きると思いますよ。

○百崎こども家庭課長

児童クラブの申し込みというのは単年度になっています。毎年毎年申し込みをするという形になっておりまして、1回入ると継続という形ではありませんので、先ほど言ったように、毎年毎年、低学年のお子さんから優先的に入るとなると、4年生以上、高学年になると待機になる可能性が出てきます。

○山下明子委員

現実に待機が出ているクラブでは、今、1年生、2年生まで入っていて、3年生もしたいと思うけれども、入れなくて出なきゃいけないというケースがありますか。

○百崎こども家庭課長

はい、あります。単年度申し込みになっていますので、2年生まで入っていたけど、3年生は入れなかったということも出てきます。

○山下明子委員

これはちょっと、どういう状況かというのがわかる資料があれば、今後のこともありますので、ぜひ待機のそういうケースというんですか、わかる範囲でぜひ資料がいただきたいですけど。

○中本委員長

今の資料といいますと、定数があって、待機者が何名いらっしゃって、その学年別みたいな、待機者の学年別、そういった資料ですか。

○山下明子委員

そうですね。本当は、だから、継続できずに、自分の都合でやめる子はいいんですよ。ただ、もういっぱいだから、済みませんけど、おことわりしますというのは、本来対象になる家庭でありながら、継続できなかったというケースがどれぐらいあるかということがわかるものがあればですね、ぜひこれは本当に今後の整理のためにもちょっと必要かなと思うので、ぜひ資料でいただきたいなと思います。

○中本委員長

今、山下委員がおっしゃった資料、そういう出し方、今把握はされていますか。

○百崎こども家庭課長

個人個人のレベルでの調査になりますので、そういう統計はとっていないので、資料としてはないです。

○中本委員長

今、出せるとしたら、どういう資料ですか。

○百崎こども家庭課長

待機の総数は出ていますが。

○中本委員長

クラブごとですか、それは、それとも全体ですか。

○百崎こども家庭課長

クラブごとに出ています。
○中本委員長
じゃ、それを示してください。
○こども家庭課こども育成係長
待機の数なんですけれども、学年ごとではなく、毎月統計をとっている分でいきますと、まず、今年度の分でいきますと、3月25日、4月に入る前の分ですね、佐賀市全体で64名。4月30日、月末ごとに統計をとりますので、4月30日で71名、5月31日、71名、6月末が81名。7月、夏休みに入る直前の平日で64名まで減っているという形の統計が出ております。
○中本委員長
クラブ別は出ていますか。
○こども家庭課こども育成係長
クラブ別も出ております。
○中本委員長
それは資料として出せますか、今。
○こども家庭課こども育成係長
発表ではなくてですかね。
○中本委員長
ええ、クラブ別は多いでしょう。
クラブは何クラブぐらいあるかな。
○こども家庭課こども育成係長
言っていきます。まず、4月30日時点の分でいきますと、赤松で7名、西与賀10名、北川副13名、本庄10名。
○中本委員長
ちょっと多いね。そしたらちょっと資料で、それをそのままコピーで出してもらっていいですか。
○こども家庭課こども育成係長
はい。
○中本委員長
じゃ、この件は資料が出ましてから。
ほかに御質疑はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、まず、第69号議案については、2件積み残しがありますけれども、次に進めさせていただきたいと思います。
第70号議案及び第71号議案の審査を行います。
執行部に議案の説明を求めます。

◎第70号議案　佐賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例　説明
◎第71号議案　佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例　説明

○中本委員長

それでは、第70号議案及び第71号議案につきまして、一括して委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○平原委員

来年度から新しいこういう制度にのっとっての協議がなされたということは承知しております。これまでに5回、子ども・子育て会議というのがあって、それできょう、こうやって条例を上程されていると思いますけれども、まず5回の中での子ども・子育て会議での議論、どういうふうなことをやってこられたかと。たしか、中にはニーズ調査とかもやっておられるというふうに思いますけれども、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○藤田保育幼稚園課長

過去の会議におきましては、1回、中間報告をさせていただきましたけれども、大まかに見ますと、今申されたように、ニーズ調査の結果、かつ今後平成31年までに幼稚園保育園のニーズがこれだけになりますよという見込みのお話をさせていただきました。まず、最低の保育の必要性の子どもたちにつきましては、当然、長時間働く方もおられますし、短時間、いわゆるパートの職員で働く方もおられます。そういう意味では、最低64時間までの就業時間であれば、保育の必要性として認めていきましょうというところをお知らせしたところであります。

また、その他につきましては、今の子育て会議の内容を踏まえまして、今の佐賀市の待機児童、あるいはまた幼稚園の状況も踏まえまして、現状報告も一緒に会議の中で報告をさせていただきました。

○平原委員

私が佐賀市においても待機児童の解消というのは急務であるということは認識をしております。待機児童を解消するための方策といいますか、そういうやり方だろうと思いますけれども、心配されるのは、質の確保ですね。質の確保という点については、物すごく心配をするわけでありますが、例えば、小規模保育事業のＢ型並びにＣ型については、例えば、Ｂ型については、2分の1、半分が保育士ということ、Ｃ型については、市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると、市町村長が認めるものというふうになっていますけれども、この辺はもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○藤田保育幼稚園課長

今議員申されましたように、Ｂ型につきましては、保育資格が半分以上、残りが、市の検診を受けて、保育士同等のスキルをお持ちになっている方を認めたもの、かつＣ型につ

きましては、保育資格者がいなくても、研修を受けた方であれば、C型につきましては事業ができますよという形になっています。

あと市の研修のほうも、基本的には今、国のほうで示されたカリキュラム等がまだございません。そういう意味では、多分、近々国のほうから示されるカリキュラム等がございますので、それに基づいて、市もそういうふうな研修のほうを計画する形になると思っています。

○平原委員

国のほうで示されてはいないものの、市町村が認めたということで、事業所がスタートをしたと。では、その体制とか、そういう監査とかですね、そういうきちっとしたチェックはどうやってされるのかというのをちょっとお伺いしたいのですが。

○藤田保育幼稚園課長

今御質問いただいたのは、まず質の確保という意味で、市としてどういうことができるのかというお話だと思います。

まず、定期監査といいますか、定期的な検査につきましても、今、国は一応、現地検査という名称で、今、県のほうが認可保育所に向けての保育の監査を行われておりますけれども、それと同様の形で、年1回の実施検査をする考えを国としては持っています。ですから、それも多分政令のほうで、その内容については出すという話なんで、当然市としてもそれが出された後にですね、少なくとも定期的な市の監査をさせていただきたいと思っております。

また、もう1つは、当然今回は入所調整につきましては、当分の間、市町村が行います。そういう意味では、例えば、入所調整するからには、当然、各施設が最低限どれだけの面積を確保されているのか、あるいはまた、保育士をどれだけ確保されているのかというところは、私たちが運営費を出すとき、また入所調整をするときに、佐賀市として確認をしていきたいと思っています。

○平原委員

これまでニーズ調査をされていたと思うのですが、うちの、佐賀市にとっての待機児童の大半が、0歳から1歳児の待機児童がかなり多いと思いますけれども、そのニーズ調査でも、やはり0歳、1歳の子どものニーズというのはやっぱり多いというふうな、そういう数字が出ていますか。

○藤田保育幼稚園課長

やはり0歳、1歳、2歳児の保育ニーズが高い、かつ今、計画で、当然今の意向調査の中で、どれだけ、今後の0歳、1歳、2歳児の受け入れ確保ができるかというところを出させていただいているんですけれども、特に0歳児につきましては、300名程度が、まだまだ供給体制が確保できてないという実態がございます。

○平原委員

今、0歳児で300名程度の確保ができてないということでありますが、そのニーズ調査のときに、必ずしもその子どもを保育所等に預けるという意思表示というところまできちっと調査をされたのかというのは、いかがですか。

○藤田保育幼稚園課長

当然、アンケート調査は、抽出　調査でありますので、すべての保護者に対するアンケートではございません。

ただ、もう一方では、一定の抽出に基づいたアンケート調査の結果を分析した結果であります。確かに、中には、もしこういうふうな事業、あるいはまた保育所が入れれば、働きたいなというところで御回答された保護者もおられると思います。まさに潜在的ニーズのところだと思います。そこら辺は、当然今後の新制度の中では、やはりその潜在的ニーズを踏まえてですね、やっぱり事業計画を立てていって、かつ、待機児童をゼロにしていくというのが大前提でありますので、やはりそこら辺の潜在的ニーズについてはある程度見込みながら、計画は立てなければならないかと思っています。

○平原委員

同じくニーズ調査の際に、例えば、認可外の保育所あたりが認可を希望したり、また、あるいは認定こども園を希望したいということの調査はされていると思いますけれども、どういう結果が出ていますか。

○藤田保育幼稚園課長

一応今、新しい認可保育園につきましては、現行の認可保育園プラス2園が新しい保育園になりたいという意向をされているところもありますし、また、幼保連携型も今3園ですけれども、意向調査でいきますと、11園、幼保連携型、いわゆる認可保育所と認可の幼稚園を併設した園もふえてきます。ですから、認可保育園も2園ふえる、幼保連携型の数も3園から11園になるということでは、新しい施設がふえていく形にはなっております。ただ、もう一方では、従来の幼稚園で残っていくというところも当然ございます。

○平原委員

要はですね、この新制度に移行するに当たって、これまでは佐賀市は、今以上に認可保育園をふやさず、各園に増員、増床とかで対応していきますよという方針だったけれども、今回のこの新制度によって、希望としては、2園とおっしゃったと思いますけれども、認可外から認可保育園に移行したいということでニーズが上がってきていると。

では、それをどういう基準でどういう協議をされてそれを認めることになっていくのかですね、その辺についてはどういうふうにされますか。

○藤田保育幼稚園課長

具体的な保育所の認可、今後の認可の御質問だと思います。

少なくとも認定こども園とか保育所につきましては、県の認可権がございます。だったら、県も、当然、市町村へ意見書を求めることもありますので、当然その中での市町村が

どういう見解を出すかというところもあります。ただ、私どもとしては、今、計画を立てている中で、待機児童が発生している状態であれば、今の法の趣旨からしても、やはり新しい施設とか新しい事業は認めていきなさいという法の趣旨になっています。ですので、供給と需要のバランスの中で、やはり供給体制がなかなか確保できていないという状態であれば、新しい事業、新しい認可施設につきましては、認可していくというところになってくると思います。

ただ、今、意向調査、1回させていただきました。意向調査を具体的に見ても、まだ本当に施設として、各事業者として、本当に4月1日からどれだけしていくかというところは、まだ、不安定なところが皆さんお気持ちがあります。ですから、今、定員として出していただいている分はありますけど、本当にこの定員でいいんですかというところと、かつ、今申しました、0歳児がなかなか確保できてないという状態の中では、市としても、もう少し定員につきましては御協力いただけませんかというのを個別に、9月末から10月にかけてさせていただきますので、その中で、需要と供給のバランスがどう変わっていくのかというところも見きわめなければならないかと思っています。

○平原委員

ということは、従来、待機児童解消のためには、園のほうに、増員なり増床等で対応していくという方向性であったけれども、今後のニーズでそういう希望か出ているというようなことでありますけれども、現在の園のほうにも、再度、0歳児を受け入れる体制をお願いするという方向ではいくわけですね。

○藤田保育幼稚園課長

私ども、当然新しい施設をふやすというスタンスもありますけど、まずは既存施設でどこまで受けていただくかというところは個別に改めて私どもとして協議をさせていただきたいと思っています。

○平原委員

これは実松議員のほうからも一般質問で以前出たと思います。これまでは、市の窓口は保育園関係でありましたけれども、新設によって、幼稚園関係のほうからも、窓口に来られると思いますので、その職員体制については、本当に十分なのかという意見も一般質問でありましたけれども、今、この制度に移行するに当たってちょっと私が懸念するのは、市が担うべき仕事量が莫大になっていって、ある意味、その負担といいますか、事務的な問題が、各園のほうに押しつけという言い方はちょっと表現的には悪いんですけれども、そういったことになるのではないかなという懸念もちょっと聞こえるわけでありますけれども、そういう園への負担増につながるようなことには、この制度としてはならないのですか。

○藤田保育幼稚園課長

今おっしゃったように、新しい事業の中ではですね、市町村としても、入所調整が今ま

での認可保育園から認定こども園に拡大をされますし、公的な給付も保育所ばっかりじゃなくて、当然幼稚園側にもする、新しい業務はかなりふえてきます。そういう意味では、私たちのスタッフ体制といいますか、職員体制もそれに応じた形で充実をさせていかなければならないということを考えています。当然、そういうことをすることによって、今の現場のほうへのしわ寄せ等がないような形で努力をさせていただきたいと思っています。

○平原委員

いよいよ来年の4月から新制度に移行するわけでありますけれども、やはり今の保護者たちにとっては、やはりきちっとした説明というのは必要かと思います。そういう保育園なり幼稚園の方々が主催をされて保護者たち向けの説明会をされると思いますけれども、市は市として、市の主催で、今後、そういう周知のあり方についても協議をされていると思いますけれども、ぜひ、そういう保育園等が主催をするところには、いろんな制度が変わったので、保護者からいろんな意見、質問が出ると思うんですよ。それを的確に答えるためにも、市の職員方も御多忙ではあると思いますけれども、やはりそこに加わって、関与をしていただいて、きちっとした保護者への周知徹底をともに図っていただきたいと思いますけれども、その辺いかがですか。

○藤田保育幼稚園課長

私どもも10月末に市主催の市民説明会を各地区でさせていただきます。あわせて、今、聞いているのは、保育園会としても、それぞれの在園児の保護者向けに説明会をしたいという御希望も聞いていますので、それに対しまして私どもも同席をしまして、御協力をさせていただきたいと思っています。

○中本委員長

委員の皆さんにお諮りをいたします。12時を過ぎましたが、今現在やっている70号議案、71号議案までは、詰めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この資料の図ですね、こども教育部2の資料の図のところとの関係でちょっとお聞きしたいのは、上の教育保育施設のところでの現行制度と給付制度の違いという図がありますけれども、給付制度のところで、保育所と認定こども園に対しての市との関係ではどういう違いが出てくるのかということと、保護者とそれぞれの関係がどういう違いがあるのかというところをちょっと改めて説明をお願いしたいんですよね。

つまり、保育所の場合は24条の1項の保育に欠ける子どもは保育をしなくてはならないというところはそのまま残っていますよね。それで、2項のところで認定こども園と地域型保育事業というふうになっていくと思うんですが、そうなると、いわゆる措置するというのと、契約というところで違ってくると思うんですけれども、保護者が市に対して相談

をしに来たときの対応がどういうふうになっていきますか。
○藤田保育幼稚園課長
今議員おっしゃった、24条の第1項と第2項、第1項では一般的な保育所、第2項ではその他のこども園等の規定がございます。少なくとも公的な給付というところでは、保育所あるいはまた、その他のこども園につきましては、同じ形になってくると思います。いわゆる委託費、公的な給付と言いましたけれども、今までは措置費でありましたけれども、子ども園とか保育所に対しては委託費という概念になってくると思います。ただ、公的な給付を支払うという立場では、保育所、あとまた認定こども園は全く同じ形で公費を支給していくという形になってくると思います。また、あと保護者とのやりとりにつきましても、どっちかと言えば、今まで入所調整につきましても、こども園につきましては各施設側で入所を決定したところではありますけれども、今回からは認定子ども園を含めまして、佐賀市が入所調整を行いますので、当然、認定こども園の保護者であったとしても、保育所の保護者であったとしても、佐賀市との関係といいますか、いろんな相談業務については、同等に私たちは対応していきたいと思っています。
○山下明子委員
認定こども園とか地域型保育事業になったときには、保護者と施設は契約関係ですよね。そことの違いで、要するに、市は保育所がもう満杯で入れないといったときに、保育をする義務としては、だからどうかせんといかんという義務としてちゃんとあるわけですよね、24条の1項でね。ですが、2項のほうの施設があるからということで紹介をすると。紹介はするけれども、そこから先は契約という関係になっていくと思うんですけれども、あるいはその保育の必要度に当たる認定ですね、どれぐらい保育を必要とするかという認定証を出しながら、そこに応じて、あなたこれぐらいというふうなそういう契約になっていくわけですよね。そこら辺での選んだ施設によって、その保護者としては本当は保育所に行きたかったのに、そうでないといった場合の対応とかはどういうふうになっていくんでしょうか。
○藤田保育幼稚園課長
条例全般のつくり込みにつきましては、今おっしゃったように、直接契約の形になっています。保護者が施設に申し込んで、定員がオーバーしたときには、公正なルールに従って、施設側が入所調整をするという直接契約の規定にはなっています。ただ、16条の今の当面の間、当面の間につきましては、この直接契約じゃなくて、市がすべてにおいて調整をしなさいという形になっていますので、当面の間は、今、委員がおっしゃったような、園と保護者との直接契約は当分の間はないんですよね。入所については、市に対して申し込みをしていただいて、多分、3希望、4希望の申し込みをしていただいて、この事業所、この事業を使いたいんだけどというところで市が調整をしていくという形になると思います。

○山下明子委員

そうすると、一応事業所のほうからは拒否することはできませんよということで進めていくということでよろしいですか。

○藤田保育幼稚園課長

市が中に入って調整をいたしますので、施設に対しては基本的にはよっぽどの特別な事情がない限りにおいては、調整を受けていただくという形になってくると思います。

○山下明子委員

今度下のほうですが、地域型保育事業で4つの事業が並んでいますけれども、今、佐賀市でそれぞれに当てはまりそうなところというのはどれぐらいあるとかいうのは想定できるんでしょうか。

○藤田保育幼稚園課長

現行の佐賀市で取り組んでいるというのは、あえて言いますと、小規模のＡ型が基本的には保育所の分園の形なので、この分園自体は取り組んでいるところであります。ただ、小規模Ｂ型とかＣ型、あと家庭的保育につきましては、佐賀市として、事業として取り組んでない状態です。

○山下明子委員

現状では、今ここに当てはまるところはないということですね。

それで、ちょっと70号議案と71号議案の条例をそれぞれ見ていたら、例えば、先ほどの監査の話が出ていたんですが、70号議案で、資料の7ページの第4条第4項では、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するということで、外部の評価ということが定められていますね。一方、71号議案のほうは28ページの第16条では、特定教育・保育に関する評価等では、みずから評価を行いというふうなことになっているのですが、この外部評価と自己評価との使い分けというか、これは何か理由があるのでしょうか。

○藤田保育幼稚園課長

少なくとも、両方とも表現的には若干違うようなんですけれども、定期的に外部の評価を、第三者の評価を受けて公表するという立場では、同じものと解していただきたいと思います。

○中本委員長

71号議案については、16条の2項で同じような表現にはなっていますよね。それはどういうふうにとらえたらいいんですかね。

○保育幼稚園課副課長兼保育幼稚園係長

家庭的保育事業の運営に関する基準の条例の4条に一般原則がございます。その4条の3項、4項に、自己評価、それから外部の評価の規定があります。これは家庭的保育事業の認可基準ということで、こちらのほうは当然、自己評価もした上で外部評価も受けるというふうな規定を盛り込んでおります。

もう1つの28ページの確認の上での運営基準のほう、28ページの16条になります。こちらのほうでも、教育保育の評価等ということで、自己評価を16条の1項、それから、同じく16条の2項のほうで外部評価の規定、同様の文言が規定されております。認可基準でも当然、そういうふうに自己評価、外部評価が求められているということと、給付を受ける上での適正な運営という面であっても同様に、認可基準と同様の規定ではありますけれども、自己評価、外部評価、それぞれ提示していくというふうな考え方で、規定としては盛り込まれているところです。

○中本委員長

評価については変わりないということですね、そしたら。

○保育幼稚園課副課長兼保育幼稚園係長

その内容的には変わりございません。

○山下明子委員

その点はわかりました。

もう1つ、両方比べたときに、ちょっと気づいたのは、事故の場合の対応という関係で、71号議案の31ページの32条のところに、事故の発生またはその再発を防止するために、次に定める措置を講じなければならないという項目があるのですが、70条のほうにそれを見つけ切れなかったんですよね。事故が起きた場合の対応というのが、ちょっと見つけ切れなかった。ついでに言うと、学童保育のほうにも見つけ切れなかったんですが、それはちょっと、これは終わり切ってないから言いますけどね、放課後児童クラブのほうにもそれはなかったのですね、それが1つです。なぜ同じ子どもにかかわるところでばらばらなのかなと思ったのが1つ。もう1つ、子どもの懲戒に関する規定がありますよね。子どもを罰するほうの話です。70号議案の9ページの13条の懲戒に係る権限の乱用禁止という、要するに利用している子どもに対して、保育している側が、身体的苦痛を与えるというようなことに関しての、その人格をはずかしめる等、その権限を乱用してはならないという規定があるのですが、これが関連する条例のすべてにあるわけではないということで、学童のほうにはないとかですね、そういう部分があります。要するにここにはあるけど、これにはないということに関しての説明が欲しいのですが。結構大事な部分と思ったので、2点ですね。事故の場合と子どもの乱用。

○藤田保育幼稚園課長

事故の分はちょっと確認していますけど、懲戒刑につきましては、30ページの第26条。懲戒に係る権限の乱用禁止。法の第47条3項にかかわる分がございます。済みません、事故に関してはちょっともう一回確認させてください。

○保育幼稚園課副課長兼保育幼稚園係長

済みません、条文が多くてちょっとわかりづらいかと思うんですけど、70号議案と71号議案、大きな違いは、家庭的保育事業を認可する際の基準が第1弾としてございます。そ

の次のステップとして給付という公的給付をお支払いする段階での確認基準というのが、もう1つの運営基準という形になっております。もちろん中には、似たような基準が先ほどの自己評価とか、第三者評価とかありましたように、重複する部分が当然ございまして、先ほどの事故の対応等については、当然のことですけど、運営基準の中でそういう対応をしなさいということにはなっておりますけれども、認可基準については、その項目が盛り込まれておりません。大きく考えますと、認可基準については、施設の根本的な、定員の規模だったり、施設の面積要件であったりということを主に規定をされておりますけれども、運営基準、支給に当たっての確認をするための運営基準については、どちらかというと運営部分、ソフト部分についてですね、事業者に対しての対応だったりとかを主に規定しているような内容になっております。

ですので、ちょっとかぶる部分、重複する要件という規定がされているところですけれども、基本的には2つの基準を順を追って適用していくという考え方でつくられております。同じものが必ず両方の条例にないといけないということではないということで御理解いただければと思います。

○中本委員長

70号議案については、この事故に関する規定は盛り込まれていませんと、こういうことですね。はい、わかりました。

○保育幼稚園課副課長兼保育幼稚園係長

先ほどの児童の懲戒の分については、両方の条例に盛り込まれております。

○中本委員長

じゃ、学童について。

○百崎こども家庭課長

放課後児童クラブの虐待の禁止については、第12条5の中でうたっております。

また、事故発生時の対応としては第21条の中でうたっております。

○山下明子委員

虐待の禁止というのは入っているんですよ、どちらもね、確かに。ただ、懲戒に係る権限の乱用禁止という項目として何で入ってないのかなということで聞いたんですが。虐待の禁止は確かに入っているんですよ。保育のほうも。ただ、その保育の場合は、その次に懲戒に係る権限の乱用禁止としてもう一つあるんですよね。だから、ちょっと言うことを聞きなさいとかいうときに、ちょっとぱしっとするような場合があったとして、何か注意をしたりするようなときに、人格を辱める等その権限を利用してはならない、乱用してはならないという、子どもの人権を守るという立場で書かれている条項なので、それがいわば、もう少し高学年になっていくというんですかね、就学児に対してそこはないのかなということなんですが。

○百崎こども家庭課長

放課後児童健全育成事業と乳幼児の分とは少し考え方が違うのかもしれませんけれども、放課後児童健全育成事業を行う事業者が、このような対応をとった場合については、市は基準を守っていないということで、指導とか、立入検査とか、業務の制限、停止を命ずることができるというのは児童福祉法の中でなっておりまして、そちらで対応していくことになるのではないかと思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川副副委員長

小規模保育事業の中で、この70号議案の16ページ。小規模保育事業のＡ型、Ｂ型と両方書いてありますけど、先ほどの説明の中で、小規模保育については、6名から19名という話があったと思います。ここの乳幼児の数を見ると、例えば、4歳児以上は、おおむね30名につき1名とか、6名から19名ならば、こういう表示は要らないんじゃないかなと思いますし、例えば、17ページの小規模保育事業、Ｃ型、これについては、6名以上10名以下とするということで表示がされておりますので、Ａ型、Ｂ型が、実際に、6名から19名なのか、それ以上でも、人数の変動があってもいいのかお尋ねします。

○藤田保育幼稚園課長

定数につきましては、ここに記載されたとおりの定数になります。ただ、原則は0歳児、1歳時、2歳時ということで想定されていますけど、ほかの年齢児も入ることもできます、市町村が認めた分につきましては。ただ、それは定数の範囲の中で3歳児、4歳児を受け入れなければならない事由があれば、それは市町村が認める形になっております。その意味で、ここに規定が示されています。

○川副副委員長

制度が変わって、先ほども平原委員のほうから言われておりましたけど、やっぱり徹底した説明、あるいは指導ということで、保育所並びにいろんな施設のほうにやはり職員のほうが出向いて説明するわけですけど、やはりこう見ると、説明の回数、あるいは場所によって職員の数が足りないのではないかなと、不足するのではないかなということで、新制度になるには、やはりスムーズな体制で末端まで説明をしていただきたいなと思いますけど、現況を見ると、結構、職員の方も時間外とか、土曜、日曜とかも業務をされているような話も聞きますけど、そこら辺の体制ですね、それはもう十分なのか、ちょっとお聞きいたします。

○藤田保育幼稚園課長

年度の後半につきましては、この条例がもし通った後はですね、新しい事業者からの認可も出てきますし、そういう意味ではかなりハードなスケジュールになると思います。ただ、当然、課全体の体制、総体で、今ちょっと市民説明会も含めて準備をしているところであります。当然そういう中で、対市民に対する周知徹底かつ保育所現場のほうへの負担

感もないような形で、スタッフ全員総出で対応させていただきたいと思っています。
○中本委員長
それでは、第70号議案、第71号議案の審査を終了いたします。
先ほどの69号議案、暴力団に関する部分と待機者に関する分、この資料が整ったということでありますので、説明を求めます。
○百崎こども家庭課長
お手元に、こども教育部5ということで資料をお出ししました。ここは佐賀市が実施している放課後児童クラブと7月18日現在の登録児童数1,804人と、3月から7月までの入会待ち児童の状況をお出ししております。この入会待ち児童の中には、平日の待機と長期のみ申し込まれて待機になっている方も含めた数字になっております。
○こども家庭課こども育成係長
続きまして、暴力団関係の分を御報告いたします。
佐賀市が佐賀警察署との間に、平成21年12月に佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書という文書を締結いたしております。その中に基づいて、基本的な考え方といたしましては、佐賀市の行政事務全般から暴力団等の排除を徹底することを目的とするということで、合意がなされている分がございます。それを受けまして、佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱というのを定められまして、所管は総務法制課になっておりますけれども、ペーパーで法人名であるとか、所在地、役職名等々、所定の様式をもちまして、佐賀警察署に照会をするという形で合意がなされているということでございます。
○中本委員長
情報提供を受けられるということですね。
○こども家庭課こども育成係長
はい、そうです。
○中本委員長
それでは、今の説明に対しまして、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。
○川崎委員
この警察というのは、そこの本署の警察を指すのか、県警本部を指すのか、どちらでしょうか。
○こども家庭課こども育成係長
この合意書は、佐賀市長と佐賀警察署長との間で締結をされております。
○中本委員長
ほかに御質疑はございませんか。
○山下明子委員
この資料で、ゼロ人はゼロ人と書いてありますけど、空白になっているのはどういうことでしょうか。途中で空白になったり、最後が空白になったりしているのは。

○こども家庭課こども育成係長

申しわけございません。当初から空白の部分につきましては、当初から空白ではあるんですけれども、途中まで待機児童が発生しておいて、その翌月にゼロになったよというところに、ゼロを入れている分があるんですけれども、そうじゃないところ1カ所だけございます。久保田だけゼロになりましたということで。春日も同様ですね。申しわけございません。春日も5人から空白になって1人になったところの空白はゼロ人ということです。

○山下明子委員

若楠、金立もゼロ人になったということですか。

○こども家庭課こども育成係長

空白部分はすべてゼロ人ということでお願いします。

○山下明子委員

そうすると、大分絞られてくると思うので、これはもうきょうのところは言いませんが、先ほど言ったように、途中で、入っていた人がスペースの関係でやめないといけないようになったというケースがないかどうかに関して、これは多分それぞれに聞き取りをすればできることではないかと思いますので、状況をぜひつかんでいただきたいと思います。これはこの審査に対してということでなくても、今後この条例が動いていって6年生までとなったときに、どうなっていくんだろうかと考えていく上でやっぱり必要だと思いますので、ちょっとそこら辺はぜひ少し時間がかかってもお願いしたいと思います。

○中本委員長

ぜひ把握に努めていただきたいという要望ですので、よろしくお願いします。

それでは、第69号議案についての審査を終了いたします。

それでは、大分お昼をまたいでおりますので、これから休憩を入れさせていただきます。13時40分再開で暫時休憩をいたします。

◎午後0時32分～午後1時42分　休憩

○中本委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

第75号議案、第76号議案、第77号議案につきましては、国の法律等の一部改正等による改正または廃止での条例でございますので、一括して審査を進めたいと思います。

それでは、執行部から議案の説明を求めます。

◎第75号議案　佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例　説明

◎第76号議案　佐賀市児童館条例の一部を改正する条例　説明

◎第77号議案　保育の実施に関する条例を廃止する条例　説明

○中本委員長

それでは、第75号議案、第76号議案、第77号議案につきまして、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑もないようでありますので、第75号議案、第76号議案、第77号議案についての審査を終わります。

次に、第80号議案から第82号議案を一括して審査をいたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第80号議案　循誘小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について　説明

◎第81号議案　久保泉小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について　説明

◎第82号議案　川上小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について　説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○堤委員

この3つですね、80号議案、81号議案、82号議案について、入札日は同じ日だったのでしょうか。

○三島契約検査課長

この3つにつきましては、全て8月1日、同日に開札を行っております。

以上でございます。

○堤委員

ということは、これは2つとるとかできないように、取り抜けか何かの制度で、こういったふうにばらかしてあるのでしょうかね。

○三島契約検査課長

はい、委員御指摘のとおりでございます。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

この工期ですが、大体いつも7月の中旬にという形で今までもなっていましたか。

○建築住宅課職員

いつも7月という形ではなくて、あくまで工事の規模とか、そういったものに基づいて大体、工期を設定しているという形でございます。

○山下明子委員

そうすると、子どもたちの授業だとか、そこら辺の関係はどんなふうになっていくのですか。

○建築住宅課職員
　こういう大規模改造等々の場合につきましては、補助金関係の採択のぐあいとかもありますけれども、まず一番最初に、仮設校舎の設置というところから始まります。で、仮設校舎を設置して、そちらに引っ越しをして、それから工事という形に入ってまいりますけれども、どうしてもそのタイミング的に、長期休みとかに引っ越しができないという場合もございますけれども、できるだけ加味できる分はそういったところも考慮しながらと考えておるところでございます。
○山下明子委員
　ということは、完成してからだったら夏休みを挟んでということで、2学期から新しいところになるんだろうなというのがあれですが、手前のほうはどんなふうになっていくのですか。
○建築住宅課職員
　一応、今回の3件につきましては、現在、仮設校舎をつくり始めているところでございます。大体、11月の初旬から中旬ぐらいまでに仮設校舎ができるような形になるかと思いますので、そのときは引っ越しにつきましては、学期中というふうな形になってしまうところです。
○中本委員長
　ほかに御質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
　ほかに御質疑もないようでありますので、第80号議案から第82号議案の審査を終わります。
　次に、第83号議案を審査いたします。
　執行部に議案の説明を求めます。
◎第83号議案　赤松小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の一部変更について　説明
○中本委員長
　それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。
○山下明子委員
　この工事設計の一部変更の内訳を少し詳しく言っていただけますか。
○建築住宅課職員
　変更の内訳ですけれども、まず1つが、建物の外壁のひび割れであるとか、モルタルの浮き、こういったものの劣化部分の補修というものが増加した部分で、約560万円の増というふうになっております。それから、建物の中の階段の防火扉、こちらの取りかえというふうなところで720万円の増というふうになっております。それから、教室のところに

ある扉ですね、こちらにつきまして、ちょっと、扉の仕様変更を幾らかしておりますが、そこの部分で、仕様変更で210万円の増という形になっております。それから、一部壁の仕様を、補強といいますか、追加をした分がございますけれども、それが60万円の増。それから、教室についている黒板を設計段階で取りかえるようにしておりましたけれども、既存の建築確認の結果、取りかえる必要がないだろうということで、こちらが約400万円の減というふうになっておりまして、差し引きでトータル1,146万円ほどの増というふうになっているところでございます。

以上です。

○中本委員長

ほかに御質疑はございますか。

○川崎委員

これも、82号の議案の谷口建設、佐賀市神野三丁目14番5号、谷口敏明でしょう。ちょっと確認したいんですけど。

○三島契約検査課長

委員御指摘のとおりです。

○川崎委員

この建設会社は、合併する前に我が川副町で審議したことがあるわけです、この会社。というのは、この会社は、鉄骨を、例えば、厚さが1センチとするならば、その1センチを薄くして、ある建物を建てているわけですよ。それで裁判沙汰になったわけですよね。それで、うちの議会でも議論して、そしてまた、あと1点は、ある建物を建てて、1億数千万円ですけど、そこを建ててから数年後に雨漏りして、それも改修していないということで、反対討論も出したことあるわけですよ。この会社のそういう点を市としては御存じでしょうかね。

○三島契約検査課長

合併いたしまして、私自身は、そのことは承知いたしておりません。

ただし、佐賀市の工事を実施して、最終的に完成した場合、工事検査を行います。そういった中で採点を行います。成績をつけます。それに基づきまして、点数が満たなければ、当然、指名停止とか、そういった措置をとるという手段がございます。

ですから、佐賀市が発注した工事においてはそういったことはなく、指名停止とかもしていないというふうに記憶をいたしております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○堤委員

83号議案ですが、今、変更した部分で、階段の防火扉をふぐあいにより、720万円でかえたというお話でしたけれども、こういったものは事前に、当然わかっていそうなもので

すが、こういった追加で出る理由というのは何なのでしょうかね。
○建築住宅課職員
委員の御指摘の部分でございますけれども、設計につきましては、大体、現地等々を確認しながら設計を行うところであるのですが、例えば、防火扉なんかを一つ一つ動かしてというところまでは、ちょっと動作確認までして設計をしていなかったものですから、そういった部分で、ちょっと、現地に実際、業者が入って、いろんな確認をしたところ出てきたというふうなところでございます。
○高柳委員
先ほどの回答を受けて、80号議案、81号議案、82号議案について、またこういうふうな予算増になることはないですね。
○建築住宅課職員
一応、設計精度をできるだけ高くという形でしておりますけれども、正直言いますと、改修工事につきましては、例えば、こちらでも出していますけれども、外壁の劣化調査等々含めて、実際、現地を調査して変更増という可能性は、ゼロではないというふうには考えております。
○中本委員長
80号から82号は、一応、審査は終わっていますので。
ほかに御質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
ほかに御質疑もございませんので、第83号議案の審査を終了いたします。
次に、一般会計補正予算議案であります第63号議案を審査いたします。
執行部に議案の説明を求めます。
◎第63号議案　平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第3号）中、第1条（第1表）歳出第3款関係分、第10款関係分、第3条（第3表）　説明
○中本委員長
それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。
○松永憲明委員
プール改修は、55ページですね。
金立小学校、西与賀小学校の2校なんですけれども、そのほかで早急に改修をしないといけないような学校はありますか。つかんでおられますか。
○教育総務課主幹兼施設係長
そのほかにつきましては、今のところ、計画を立てて、順次やっていこうとしているところでございます。
○松永憲明委員

だから、その中で、順次やっていこうとしているところ、緊急にやっていこうとしているところ、次年度、来年あたりでやろうとしているところは、わかったら教えてください。

○教育総務課主幹兼施設係長

平成27年度ですけど、大和中学校を予定しております。平成28年度、鍋島小学校、諸富南小学校を予定しております。

以上です。

○松永憲明委員

春日小学校は、もう既にされましたかね。

○中本委員長

答弁できますかね。直接、議案にはあれですけれども。

○松永憲明委員

春日小学校のプールですね、道路側のほうにずっと傾いてきているんですよ。かなりセメントもざらざらして、あそこは改修されたのかなと思ってね。学校のほうからも要求は上がっているんじゃないかと思ったんですけれども、御存じないの。

○教育総務課職員

プール改修については、一応、現場を回って、今、長期的というか、ある程度、四、五年スパンの計画を立てています。小規模というか、応急的に修理する必要がある分については、施設改修費ということで通常の改修費の中で応急的には対応しているというような状況です。

春日小学校については、毎年、学校とのヒアリングを行っておりますけれども、その中での要望では、ちょっとお聞きした覚えがないように思いますけれども。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

今、御指摘を受けましたので、早急に学校のほうと打ち合わせをして、来年度以降にどう対応していくかというのは決めていきたいと思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○川崎委員

金立、西与賀小学校で、今までこのプール内での事故関係はあったんでしょうか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

プール内で、老朽化に伴う事故というのは近年、私は6年目になりますが、老朽化によるけがとか事故とかいうのは聞いておりません。

○川崎委員

それで、塗装ということで、塗装することによって、子どもたちの中にアレルギー体質の方がいるもので、この塗装というのは特質なものだろうと思うので、どういうような塗装をするのでしょうか。

○教育総務課職員

今回、こちらの西与賀小学校のプールにつきましては、一応、こちらのほう、ちょっと工法の一つとしましては、防水のところにＦＲＰというものを添付させいただきまして、その表面に、一応、フォースターといいますか、安全管理が確保された、基準に基づいた塗装を行う予定で計画はしております。

○川崎委員

そしたら、この塗装をした後に、要は、あく抜きをするんでしょうかね。そのまま水を入れて、そのまま使用するようなあれでしょうか。どういうふうな塗装なのか、質を聞いているわけですよね。普通のペンキなのか。

○教育総務課職員

今、こちらのほうで計上しておりまするのは、表面塗装としましては、こちらのほうは、ウレタン系の上塗り塗装ということを想定しております。

○川崎委員

その塗装が、例えば、子どもたちの皮膚に影響がないのか、アレルギー体質に対して影響がないのか、特殊なものか、そこをちょっと聞いているわけですよ。

○教育総務課職員

今回使用いたしますウレタン系上塗り塗装といいますのは、常時、こういったＦＲＰの改修工事には使っているところで、こちらのほうにつきましてはＪＩＳ規格に基づいた、規定に基づいたもので使用しているところでございます。

○中本委員長

子どもたちに影響はないということで、確認してやっているということで、そういうふうな答え方してもらえますか。

○教育総務課職員

今回の塗装につきましては、環境配慮に基づいた形で承認された塗装を使いますので、一般的には、子どもたちの健康に影響はないものと考えております。

○川崎委員

その塗った後に水を入れるでしょう。水を入れた後に1回はあく抜きして水を入れるんですか。そのままの状況で使用するんでしょうか、どうでしょうか。

○教育総務課職員

実際、こちらのほうを塗装した後に、今、実際的に工事をいたしますのはシーズンオフの状態になっております。実際、シーズンに入りますと、1回、水を入れる形になります。その後、ろ過機がございますので、ろ過機で循環された水で子どもたちは使用する形になるかと思います。

○高柳委員

資料番号3番の、53ページ。

研究指定校運営受託事業、ここで京都への視察ということを言われましたけど、特別、京都に何かあるんですかね。

○中村学校教育課長

北山校、ここの研究が21世紀型能力と資質の育成ということで、コミュニケーション能力を高める研究をやっているんですけれども、こちらの研究について、京都のほうで先進的に文部科学省の指定で取り組まれている学校があったので、そちらのほうに研究主任が行きまして、勉強してきて、それを学校の研究に生かすという形をとらせていただいております。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑もないようでありますので、第63号議案の審査を終了いたします。

次に、第13号報告について説明をお願いいたします。

◎第13号報告　平成25年度佐賀市一般会計継続費精算報告書の報告について　説明

○中本委員長

ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑がないようでありますので、以上で、こども教育部に関する議案審査を終了いたします。

では、執行部の皆さん、お疲れさまでした。入れかわりをお願いします。

◎執行部入れかわり

○中本委員長

引き続き、保健福祉部まで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、保健福祉部関係の議案審査を行います。

まず、条例議案であります第74号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第74号議案　佐賀市福祉事務所条例及び佐賀市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例　説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑もないようでございますので、第74号議案の審査を終了いたします。

次に、一般会計補正予算議案であります第63号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第63号議案　平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第3号）中、第1条（第1表）歳出第3款関係分、第4款第1項

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○高柳委員

31ページの予防接種経費について、ちょっとお伺いします。

経過措置として、5歳刻みということで、平成26年度の対象者は何人ぐらいおられますか。

○一番ヶ瀬健康づくり課長

肺炎球菌につきましては、対象者1万4,250人と想定しているところでございます。

○高柳委員

5歳刻みということなんですが、もし71歳の方だったら、4年待っとかにゃいかんようになるんですかね。

○一番ヶ瀬健康づくり課長

法定の対象としては、そうです。任意で受けることは可能です。

○高柳委員

任意で受けるのは、どのぐらいの金額になるんですか。

○一番ヶ瀬健康づくり課長

任意ですので、各医療機関によって違いますが、8,000円から1万円程度だと思います。

○山下明子委員

27ページの、地域共生ステーションのところですが、これは平成26年度で補助事業は終わりということで、要望をとったら結構ふえていたということですが、これの対象はどれぐらいで、これで何％なのか、100％になるのかというあたりはわかりますか。

○真子高齢福祉課長

佐賀市内の地域共生ステーションは46施設ございまして、今、要望として上がっているものが整備されれば、そのうち24施設が整備されることになりまして、なお52％が未整備のまま残るということになります。

一応、県の事業としては、今年度で終了というところで、今のところは聞いております。

○山下明子委員

要望が出てこないところの背景はどうなっているかというのはつかんでおられますか。

○真子高齢福祉課長

地域共生ステーションは規模が小さく、一般の民家を改造して、そのまま使っているというところが多いということ、それで、古い建物が多いということです。

で、この補助金を受けるためには建築確認が必要なんですけれども、古くて建築確認を受けていない、都市計画法とか建築基準法が整備される前の建物でありますとか、地区的に出す必要がないところ、富士とかですね、そういったところの施設がございまして、建築確認がまず受けられないというのが1つの原因であるということで考えております。

○山下明子委員

要するに、安全対策としてなされることなので、その施設の条件で、そこを利用している方たちの安全がどう守られていくのかというところが、これは行政としては、きちんと見届けなくてはならないかと思うのですが、そのあたりの残り52%、要するに半数以上が未整備という状況をどういうふうに解決しようと思われていますか。

○真子高齢福祉課長

未整備の施設が多いということで、安全対策上、余り好ましくないような状況でありますので、これは県の担当とも我々は話をしておりまして、県のほうも、未整備のところが多いというのは十分認識しているということと、一旦、今年度でこの安全対策事業は終わるということではあるのだけれども、来年以降どうするかというところはまだ検討の余地があるというところで、今のところ、どうするかということの方針自体はまだ出されておりませんけれども、その現状ということは県のほうも市のほうも十分認識しているということで、何らかの対策が必要であるということは考えております。

○山下明子委員

今、自然災害で土砂災害だとかいろんなこともありますが、火災という点では非常に心配だし、そこは防ごうと思えば防げる部分でもあるわけなので、それに対しての手だてを、やっぱり、これは認識しているということであれば、話し合っていますというよりも、もう次、今年度で切れたら、続けようじゃないかとか、そこはやっぱり市からもきちっと、働きかけも含めてやっていくという立場が必要と思いますが、その辺を最後にお聞きしたいと思います。

○真子高齢福祉課長

県のほうと一回話し合って、そういう結論でしたので、なお、来年度予算に向けて、県のほうでも予算化するように、もう一度働きかけたいと思います。

○中本委員長

ほかに御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑もないようでありますので、第63号議案の審査を終了いたします。

次に、第64号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第64号議案　平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）　説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑はないようでありますので、第64号議案の審査を終了いたします。

次に、第65号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第65号議案　平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）　説明

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようでありますので、第65号議案の審査を終了いたします。

次に、第66号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第66号議案　平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○中本委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようでありますので、以上で保健福祉部に関する議案の審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは退出をいただいて結構でございます。

◎執行部退室

○中本委員長

それでは、委員の皆さん、長時間大変疲れさまでした。

第63号議案、青少年センターの移転整備事業につきまして、松永憲明委員のほうから、委員間討議をしたいとの申し出がちょっとあっておりますので、その趣旨について説明をいただけますでしょうか。

○松永憲明委員

63号議案の青少年センターの移転事業にかかわっては、議案審査の中でも、るる申し上げてきましたけれども、やっぱり執行部の対応は、場所が先にあって、後づけのような形で、いろいろ対応がされたようにしか受け取れない状況であったと私は思うわけです。

それで、本当に青少年センターを十分機能させていくという上で、マルキョウ跡の3階が妥当なのかどうか、やっぱり委員の中で、意見の違いもあるかもわかりませんけれども、少しお話をして、どういうふうにするのか。賛否を問えば、それはそれで済むことではあ

るかもわかりませんけれども、率直な意見の交換ができればなというふうに思って、委員長のほうにお願いをしたところでございます。

○中本委員長

という提案の趣旨でございましたけれども、皆さんの合意があるようであれば、委員間討議ということで進めさせていただきたいと思います。

御意見のある方はいらっしゃいますか。

○堤委員

ちょっと、そのことについては、お昼に聞きましたものですから、うちの会派のほうでもいろいろ話をいたしまして、どうしようかということでですね。

確かに、中のほうでの意見の相違は多少いろいろありながらも、我々も理解することが随分あったんですけれども、入り口のところで、先ほどもおっしゃったように、施設ありきではないかというお話が常に出るわけですね。

これにつきましては、我々も確かに、経済部から聞いたから、そこを主にやりましたよという話についてはあれなんですが、もっと素直に考えていましてね。確かに、駅前とか、ベストの場所というのはいろいろあるかもわかりませんが、まずは総額的なコストの問題を含めて見ても、既存の施設で、市が保有する施設等で公的なところがあれば、それは最優先にやっぱり検討すべきだということについては、全く私たちはそう思うわけですね。

たまたま経済部のほうから、こういう施設を保有するから、その中でどうかという提案があったことについて、全く違和感を感じておりません。多少、その距離が、もうちょっと、500メーターか1キロぐらい駅寄りであればよかったとか、どこ寄りであればよかったということもあるかもわかりませんが、そういったものも含めて見ても、この件については、決して、ありきではないとは思いますけれども、そこに、そういう具体的なものがあれば、多少優先的に物事を検討したということについては、違和感を感じておりませんので。

それから、ああいった施設が、例えば、沿道商売みたいに1階にあって、通りにあればいいものか、どうなのかということについても、地方のいろんなところのああいった施設も見ましたけれども、駅前の大きな商業施設の中にあったり、地下なんかにもあったり、いろいろなところにもありますが、やはり魅力のある施設については、それなりにやっぱり人が多く集まって利用しているという背景からいけば、決して、その立地だけが全てではないと思いますので、正直申し上げて、この点については、我々は何ら違和感を持っていませんから、これ以上の討議をしたから何か出るかということは、ちょっと私たちは、ないなということを思っております。

ですから、施設ありきということにこだわると、我々は決してそうは思っていないということでありますので、余り討議をしてもどうなのかなと、意見の、その他の違いについては、共通するところもあり、反対するところもありですが、そんなに決定的な違いはな

かったのではないかなと思っております。
○中本委員長
ほかに御意見ございますか。
○山下明子委員
どこまで求められようとしているのかなというところが、ちょっともう一つ。つまり、言いたいことは私もいろいろあるんですが、執行部に対してはもう言ったけれども、ここで何か、この認識をお互い出し合って、共通点をつくり上げることができる可能性があるのかどうかとか、何をしようと思ってあるかというところが、ちょっともう一つですね。この討議をしたとしてですよ。何を求めようとされているかというところが、ちょっとよくわからないんですけど。
○松永憲明委員
私は、幅広く市民の意向調査が実施されていなかったというところが、今回の大きな失態ではなかったかというふうに執行部にもお話しをさせていただいたんですけれども。もう少し、やっぱり慎重な対応をされてもよくはなかったかと思うんですよね。
そういった点で、附帯決議もありましたけれども、所管する文教福祉委員会として、果たして、今の執行部のやり方でよかったのかどうかというところについては、共通認識を図っていけるのではないかなというふうに私は思っておったんですけれども。
○中本委員長
松永憲明委員のおっしゃるところは、いわゆる市民意向調査といったものが本来やるべきであったと、そのことに対して、もっと幅広く説明があってしかるべきということに対する、いわゆる委員間での意見交換をしたいと、こういうことですかね。
○松永憲明委員
はい。
○中本委員長
それに対しまして。
○堤委員
市民意向調査についても、今までのパブリックコメントとか、市民に投げかけてきてからの、返ってくるリターンの率を見たりしていく中で、やっぱり、こういう、ある程度、目的がはっきりとした施設については、広く一般市民に声をかけるということも大事かもわかりません。それは確かに、しないよりしたほうがいいんですが、やはり、そこをよく利用する方とか、それから、その関係者の方々に、やっぱり聞いていったほうが、方向性を誤らないというふうな感じを私は持っているんですよ。
では、子どもたち、高校生に聞けばというのは、それは今から、具体的にはこれから聞きますと言っていますし、それは、それでいいと思いますしね。
あとは、まず大きな方向性については、今言ったように、専門的な方、それから今まで

利用している方々、そして地元の方の意向が、特に今回は、地元の方のほうが、当初は非常にこの硬化されていましたけれども、よくよく聞いてみると、御理解を一定いただいたということでありますので、これで大体十分かなということを、ちょっと我々は話しよったんですよね。

広く市民が、不特定多数の方が利用する施設であれば別だけれども、これはやはり目的がはっきりとしているから、今回については大きな失態だとは思っていないんですけれども。

○中本委員長

御意見はございませんか。

○山下明子委員

私は、どうしてもこの建物がですね、所管が分かれてしまっていて、1つの建物が。それで、しかも、議論の時期が結局ずれてしまっているというところに、物すごく限界性を感じているんですよね。

本当に市民の立場に立って、あの場所につくるにふさわしい施設が何かというあたりから、きちんと本当は全体像で話し合うことが、私は必要だったのではないかという気がしているんですよね。

だから、ちょっと、ここは文教だからあれなんですが、あえてちょっと言わせてもらいますと、あそこにバルーンミュージアムをつくるということ自体に対して、まだいろいろ意見が最初あった。あった中で、あそこまでつくることになった。なった一方で、商工会館にあった物産館がなくなって、そういう物産なんかはどうするんだろうという意見があって、新商工ビルにもないと。じゃあ、せっかく観光の目玉にもなるようなバルーンの場所に、そういうのもあったらどうかという意見も、現実、やっぱり今でもあるわけですよね。

そこに、無理やり、ここが2,000平米ありますからということで、青少年センターを持ってこなくても、もうちょっとそれは、あの施設として落ちついて考えたっていいのではないだろうかという考え方だってあるわけですね、一つの箱を考えたときに。

そういう話をする場が、結局、文教と経済産業とに分かれてしまって、話し合うときも、もうこれはこっちで進んでしまって、あとはここの部分しかないよというときに、何か後追い的に、当てはまるか、当てはまらんかみたいな話になってしまっているというところが、何か私は本当に、税金の使い道だとか、市民に対して説明をしていく上で、やっぱり何か縦割りの無駄なことをしているような気がするわけですよ。

合築するというときに、北海道に、あれは苫小牧だったですよね。あり方検討会で視察に行ったときだったか忘れたけど、そんなに大きくはないけど、青少年科学館みたいな、実験するようなところと、それと児童館みたいな雰囲気の、そんなに大きくはないけれども。だから、そういうもので一緒にしますよというんだったら、何かすごくわかるのです

が、何か無理やり、ここに押し込めてしまっている中での議論というのが、ちょっと本当に、どうにも居心地が悪いと言ってはなんなんですがね。

だから、本当に、せっかく新たにつくろうというときに、どこか型がはまってしまっているというところが、ちょっと何かすっきりしないものがあるというのを、率直な意見としてはあります。

○堤委員

その点は、実はうちの会派でも、経済産業委員会の委員と文教福祉委員会の委員ですり合わせをあしたやろうということにしているんですよ。それは、実は附帯決議を提案したのも私どもですから、経済産業委員会のほうでね。

やっぱり、スタートがずれているもんですから、非常にやりづらいですね。これを決めちゃったら、こっちも追認かよと、こんな手荒い話はないぞという話は、我々の内部でも出ています。

ですから、歩調をどこかで合わせられたら、もうちょっとよかったのかなとかですね。一緒に、やっぱり議論できる場があったほうがよかったのかなということは、これは我々も認めます。そのとおりです。本当に、かみ合わせが悪いというか、向こうがやっちゃって、後、今さら、いいとか悪いとかいう議論も、おかしな話やなということは、確かにですね。

ですから、その点については、附帯決議を出したという、経済産業委員会の私どものメンバーが中心に出していますから、そのことについてもう一回、きょうの議論も含めて、もう一度持ち帰って整理をしようということをあしたの朝やるようにしているんです。それはもうおっしゃるとおりで、お認めします。

ただ、やはり、非常に、タイムリミットがあと2年後、2016年とかですよ、こっちはこっちで、もう早くやらないと、やばかですよと、こういうふうなことを言われてしまった中で、やや、どさくさ紛れの部分があったことについては、やっぱり否めない。なおかつ、縦割りとおっしゃったけれども、そういう部分の悪弊が若干出たのかなということは、もう本当に、それは認めます。

ただ、あそこがありきでということについては、そこまでこだわらなくてもいいのではないかなと、僕らは思っているんですけどね。安い買い物をしたと思っています。

○中本委員長

ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ということで、一応、今、そういう面での委員間討議もできましたので、この件について改めて詰めるということは、なしにしたいと思います。

最終日の、いずれにしましても、採決日がございますので、そのまとめの中でまた。

○松永憲明委員

実は、この文教福祉委員会が、やっぱり重要なキーポイントを握っていると思うんですよね。非常に重要な役割を我々に課せられているなと。

ここで、執行部が言われるのを、はい、わかりました、はい、いいですよと、すんなり、いいのかなと。本当に、これから佐賀市の青少年育成をしていく、健全育成を目指していく上において、本当にそれでよいのかなというのが、私の率直な思いなんですね。

執行部がいろいろおっしゃる、それに賛成の立場での御意見も、いろいろ、端々の中には、るるあったように思うんですけどですね。やっぱり、先のことを考えたら、もっと適した場所、そして、佐賀市が保有する土地などを使っていけば、そう、4億円という金額に対しても5億円、1億円程度の差が出てくるかもわかりませんけれども、そういう思いで、きょう聞いておったものですからですね。

やっぱり、経済産業は経済産業として、この文福では、やっぱり独自の考え方があってよくはないかなというふうに思ったもんだから、あえてお願いをしたところでございました。

結論については、また次の日、29日にされるということで。

○中本委員長

あとは最終日、採決、まとめの中で、しっかり御意見をいただきたいと思います。

次に、現地視察についてはいかがいたしましょうか。

○中本委員長

よろしいですかね。

では、なしでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、次に、今お手元のほうに配付をさせていただいております、9月9日の委員会においてまとめた決算議案での意見、提言についてでありますが、29日の委員会において附帯決議として採決した上で、10月3日の本会議において議決案を委員長名で提出する運びとなっております。

附帯決議の案文については、先日の案文から若干字句の整理をいたしまして、お手元に配付しているような形でまとめております。これは、特に、4常任委員会、文言、表現等、できるだけ統一していこうということで、例えば、必要であるというようなところを何々することと、そういうような形でのまとめをし直しております。

なお、先日まとめております意見、提言を行う理由、背景については、附帯決議案には記載せず、市長に送付する際に資料として添付をすることになっております。

つきましては、いま一度、内容等、御確認いただきまして、何か字句等の修正がございましたら御発言をお願いいたしたいと思います。ちょっと読み込んでいただいてよろしいですかね。比較してみますと、そんなにずれはありませんし、少し補足するような形で丁寧な文章になっているかと思いますので。

どうですかね。皆さん、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中本委員長

それでは、このような内容で29日に附帯決議の採決を行いたいと思います。

以上で本日の文教福祉委員会は終了いたしますが、次の委員会は29日月曜日午前10時に再開をいたします。